

次期「地方版総合戦略」の策定に向けて

令和元年 9 月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

1. 地方創生の現状

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）（第8条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

第1期における地方創生の現状等

1. 第1期の地方創生の取組

- ◆ほぼ全ての地方公共団体で「地方版総合戦略」を策定し、取組を推進。
- ◆国は、情報支援・人材支援・財政支援(「地方創生版・三本の矢」)等を実施。

2. 地方創生をめぐる現状認識

(1) 人口減少・少子高齢化

- ◆総人口: 2008年をピークに減少局面。1億2,644万人(2018年)。
- ◆生産年齢人口: 7,785万人(2014年) → 7,545万人(2018年)(240万人減)
- ◆就業者数: 6,371万人(2014年) → 6,664万人(2018年)(293万人増)
- ◆出生数: 100.4万人(2014年) → 92.1万人(2018年)

(2) 東京一極集中の継続

- ◆転入超過数: 13.6万人、転出者数: 35.5万人、転入者数: 49.1万人(2018年)
- ◆東京圏の人口: 3,658万人(2018年)。全人口の約3割が集中。

(3) 地域経済の現状

- ◆雇用・所得環境が改善。一方で、中小企業において人手不足感が深刻化。
- ◆訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品輸出額が増大。

3. 地方創生に関連する将来の見通し

- ◆直近及び中長期の将来見通しを考慮。
 - ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会(2020年)の開催等。
 - ・高齢者人口は、2042年にピークの見通し。
 - ・情報通信技術の進展。リニア中央新幹線の開業に伴うスーパー・メガリージョンの形成。

少子化・人口減少問題に関する政府の主な取組

<大きな方向性・目標>

- 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる。(2015年『少子化社会対策大綱』)
- 平成72年(2060年)に1億人程度の人口の確保を展望(2015年 まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』)
- 希望出生率1.8の実現(2016年『ニッポン一億総活躍プラン』)
- 幼児教育の無償化を一気に加速、待機児童解消に向け、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備(2017年『新しい経済政策パッケージ』)

※平成27年4月:内閣府に「子ども・子育て本部」を設置

少子化対策

2015「少子化社会対策大綱」

- 5年間の集中的な取組
- 少子化危機は克服できる課題。結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向け、社会全体で行動。

【主な取組】

- (1)「子ども・子育て支援新制度」の施行
- (2)結婚支援(大綱で初記載)
- (3)多子世帯への一層の配慮など

一億総活躍

2016「ニッポン一億総活躍プラン」

- 10年間のロードマップ
- 経済成長の隘路である少子高齢化に真正面から立ち向かう。
- GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現

【主な取組】

- (1)働き方改革
- (2)子育て・介護の環境整備
- (3)奨学金の充実、若者・子育て世帯の支援など

まち・ひと・しごと創生

2015「長期ビジョン」(2060視野)
2015「総合戦略」(目標2020)

- 人口急減・超高齢化に対し、各地域が特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生

【主な取組】

- (1)地方における安定した雇用創出
- (2)地方への新しい人の流れを創出など

人づくり革命

2017「新しい経済政策パッケージ」
2018「人づくり革命基本構想」

- 「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かう。

○子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入。

【主な取組】

- (1)幼児教育無償化
- (2)待機児童の解消
- (3)高等教育の無償化など

2019まで

2025まで

2019まで

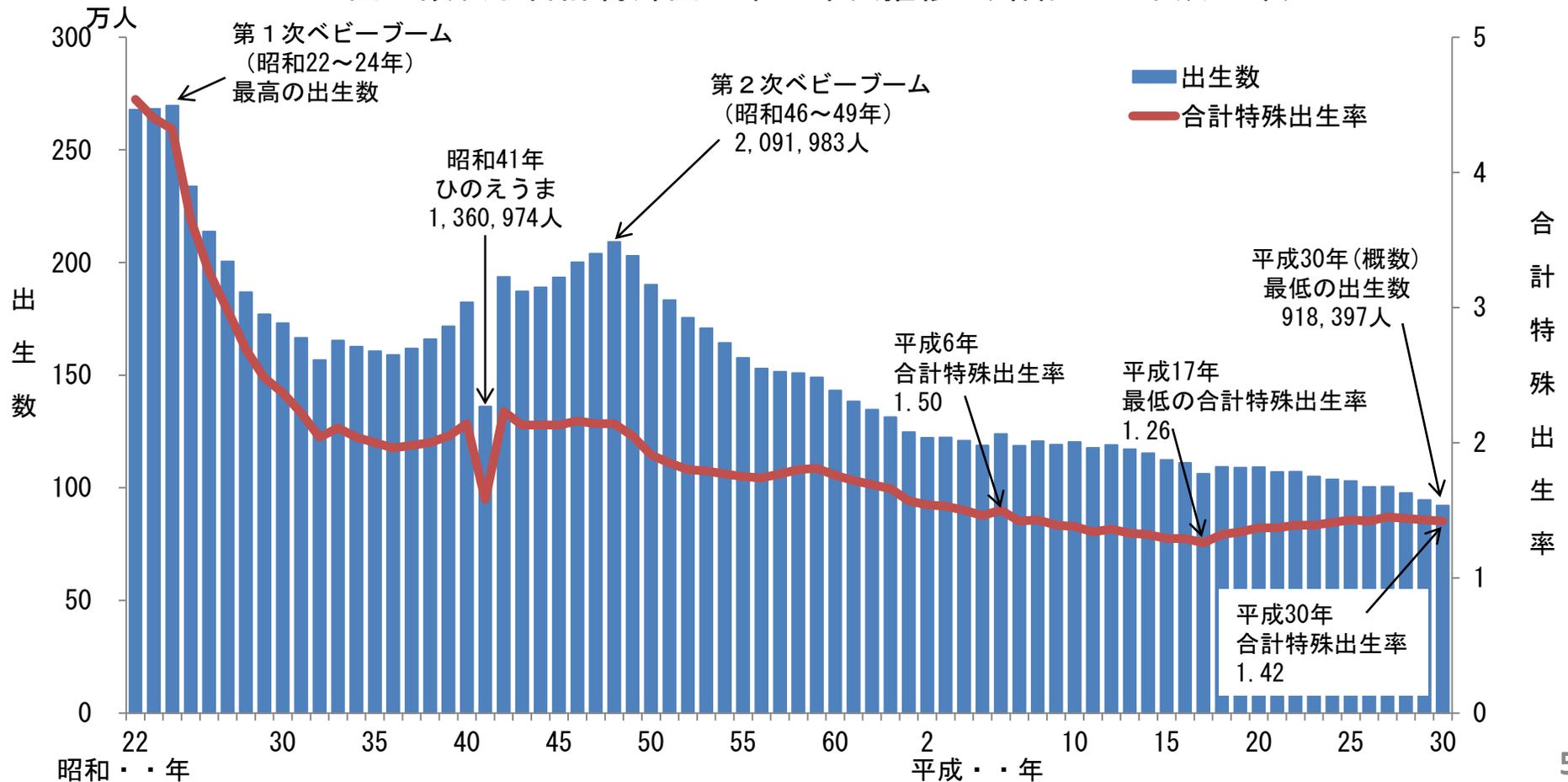
2020まで

日本の出生数・出生率の推移

- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。出生率は、2006年以降、緩やかに増加してきたが最近では概ね横ばいで推移。出生数は、2016年以降100万人を下回り、毎年減少。
- 合計特殊出生率が人口置換水準（人口規模が維持される水準）※を下回る状況が、1974年の2.05以降、40年以上にわたり続いている。

※近年は2.07で推移（直近2017年は2.06）

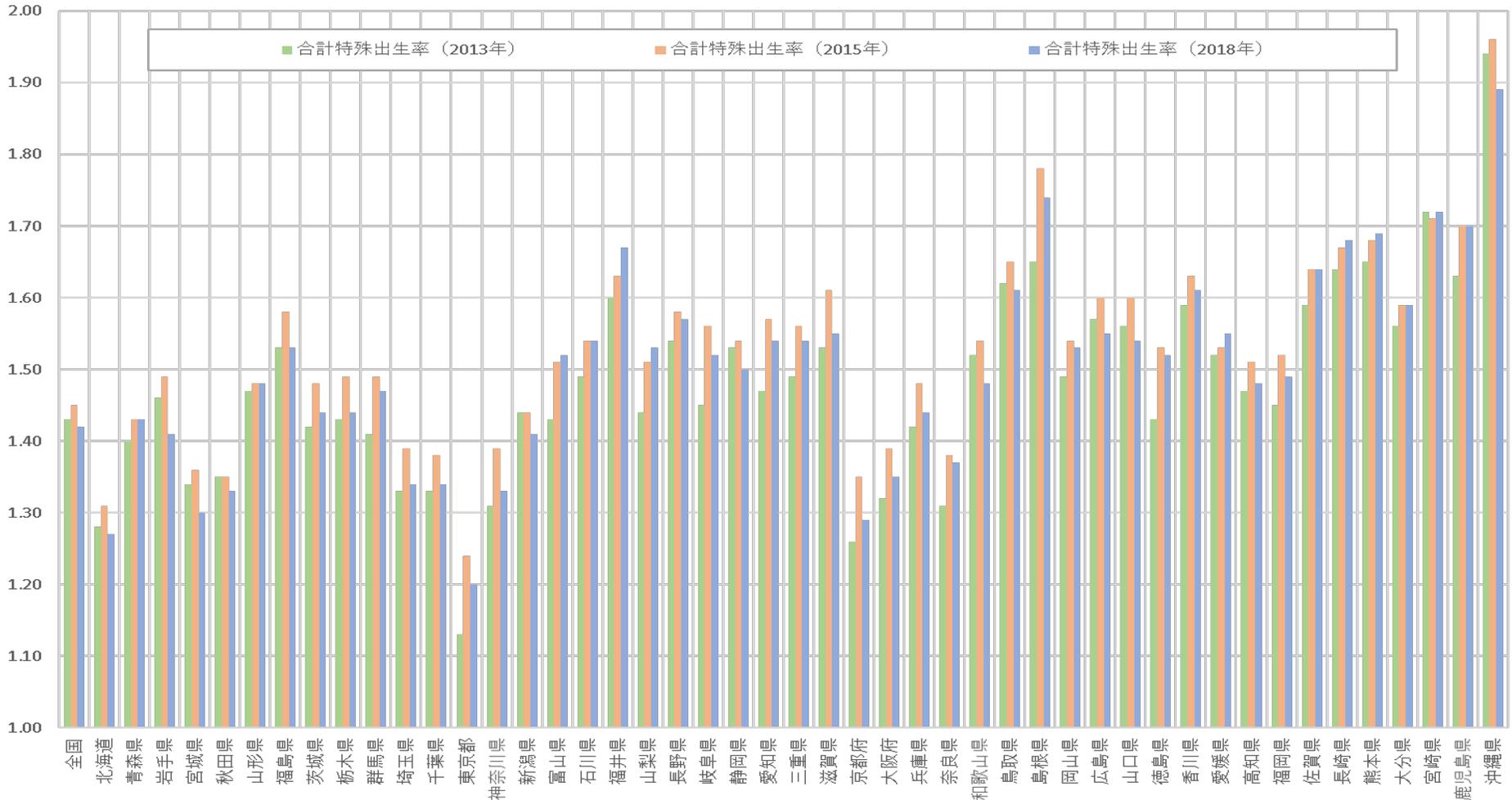
出生数及び合計特殊出生率の年次推移（昭和22～平成30年）



資料：厚生労働省「平成30年(2018)人口動態統計月報年計(概数)」等

都道府県別合計特殊出生率の状況

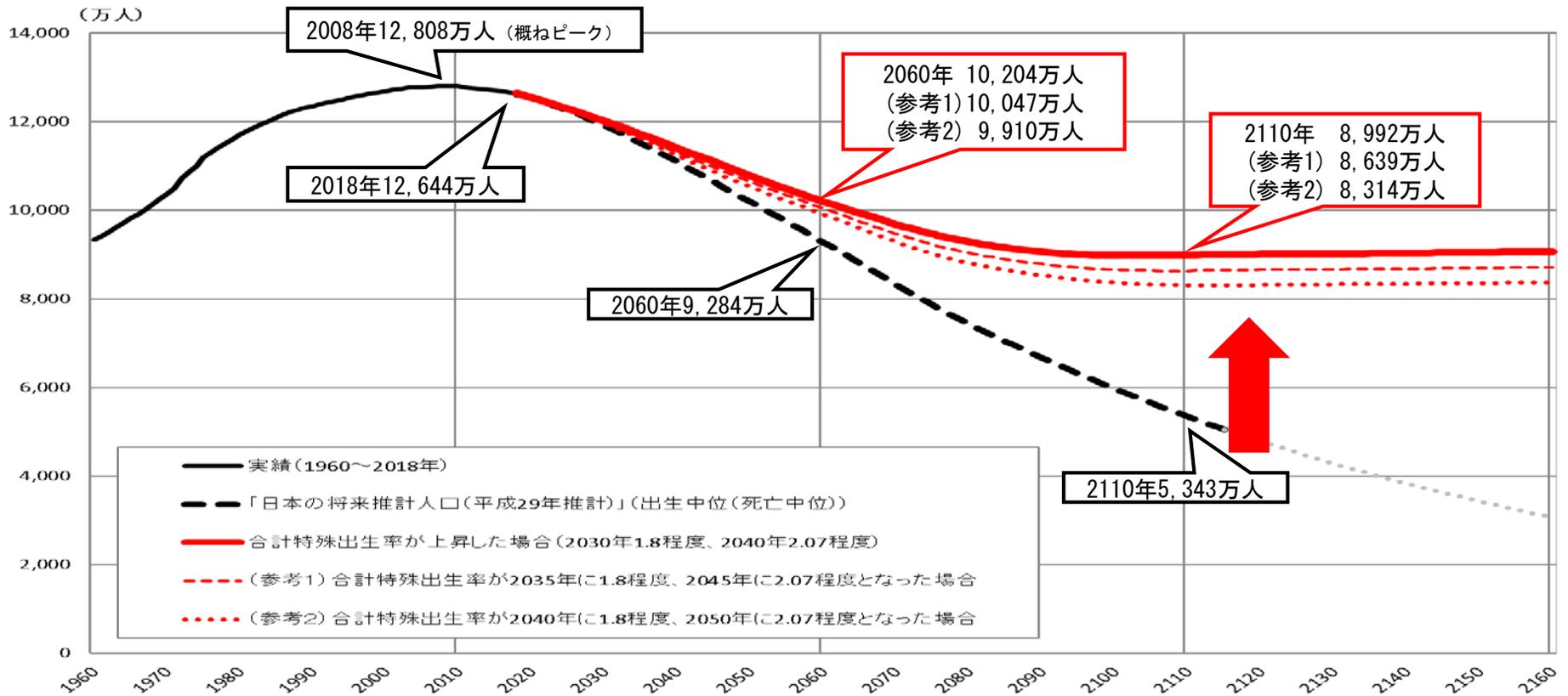
- 2013年から2018年にかけて、全国の合計特殊出生率は、1.43(2013)→1.42(2014)→1.45(2015)→1.44(2016)→1.43(2017)→1.42(2018)と推移。
- 都道府県によって様々な変動がみられるが、一都三県、大阪圏、北海道や東北の一部等で相対的に低く、北陸から中部、中四国や九州で相対的に高い傾向は、大きくは変わっていない。



資料:厚生労働省「人口動態統計」
※2018年については概数

我が国の人口の推移と長期的な見通し [暫定推計]

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2025年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2115~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

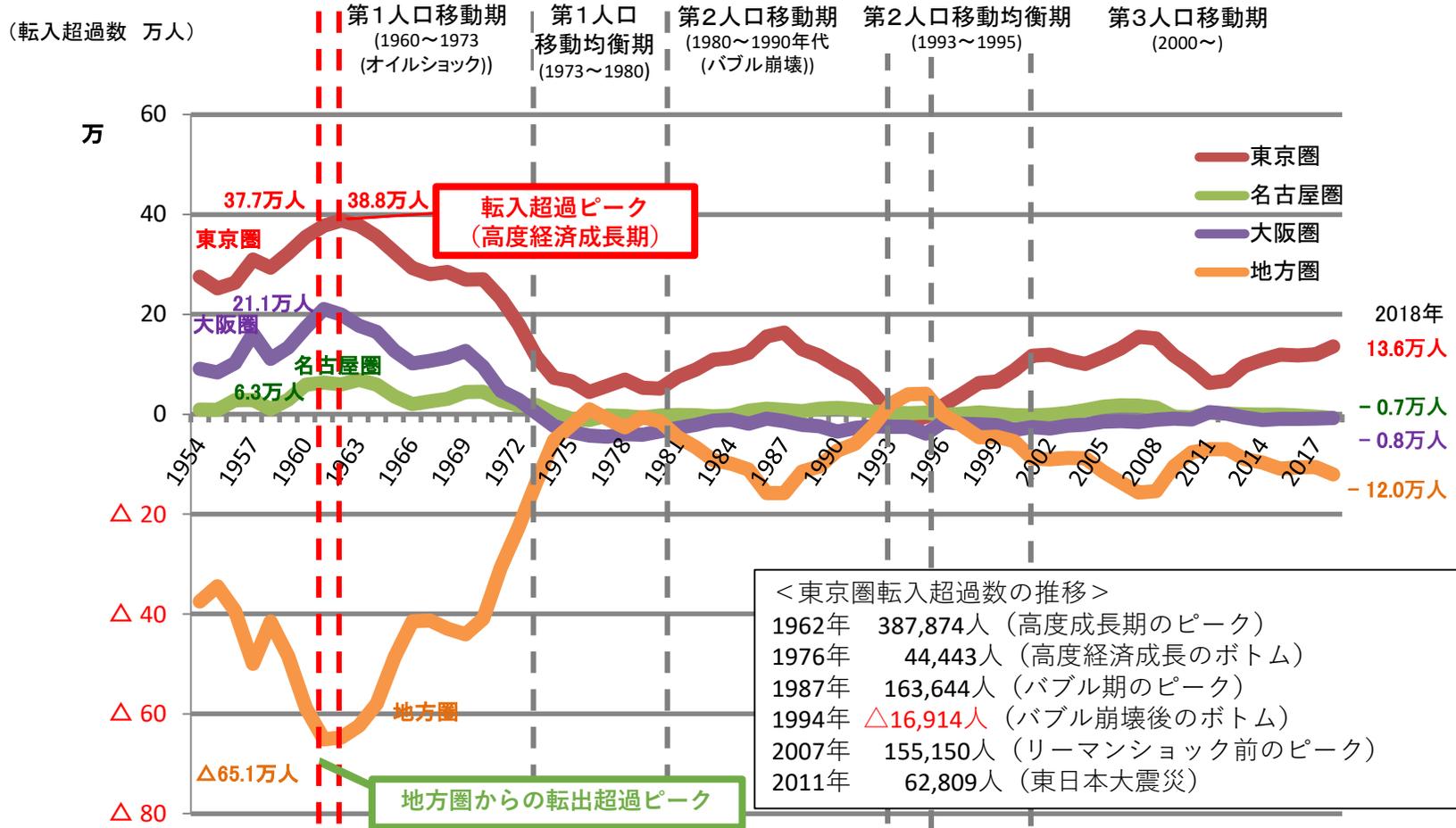
(注3)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。

(注4)総人口の推計においては、2019年4月施行の出入国管理及び難民認定法等の改正(新たな在留資格の創設等)に伴う外国人の増加は考慮していない。

人口移動の状況

○ これまで3度、地方から大都市（特に東京圏）への人口移動が生じてきた。

三大都市圏及び地方圏における人口移動(転入超過数)の推移



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者)

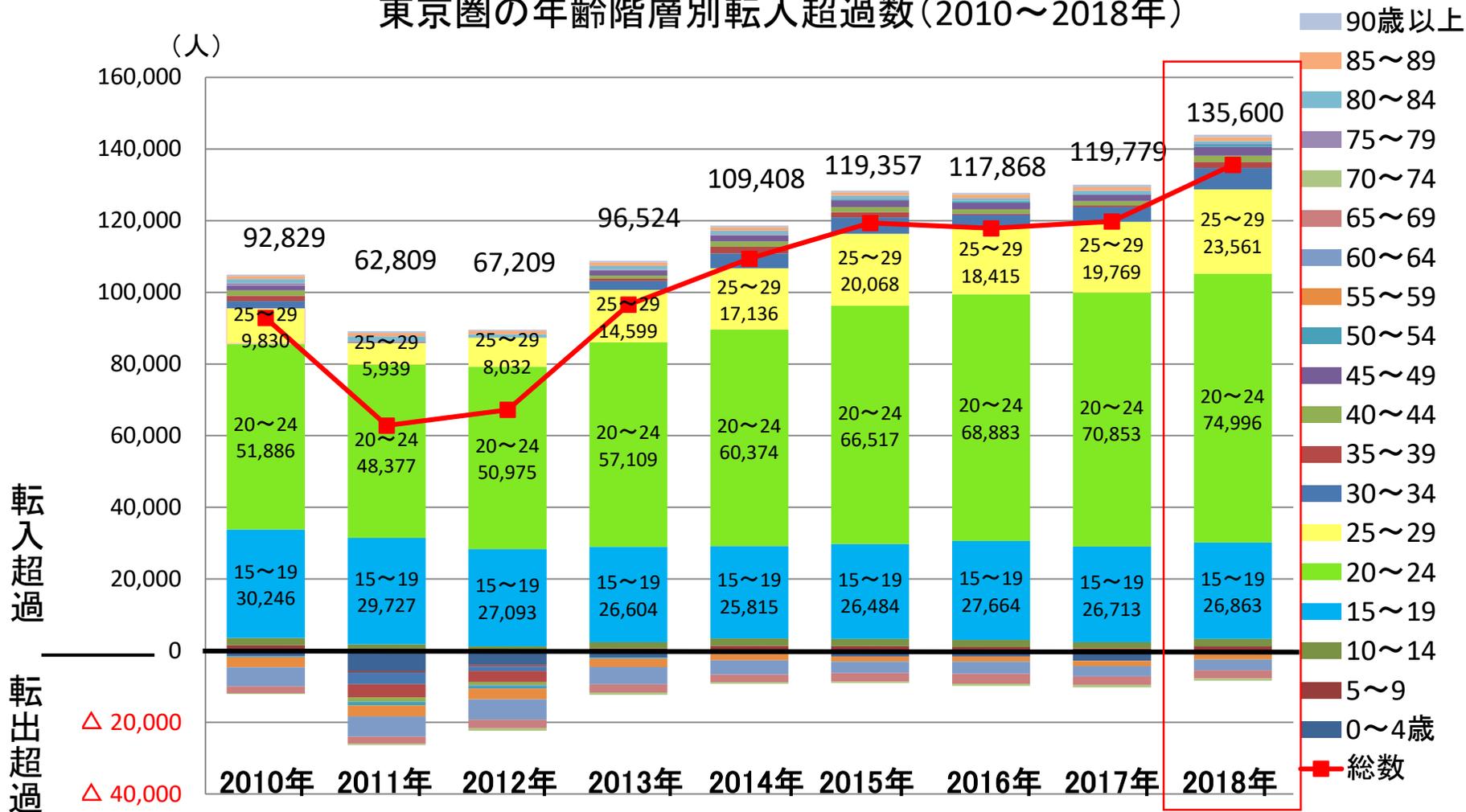
(注)上記の地域区分は以下の通り。

東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏: 東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏: 三大都市圏以外の地域

東京圏への転入超過数（2010年－2018年、年齢階級別）

○ 東京圏への転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。

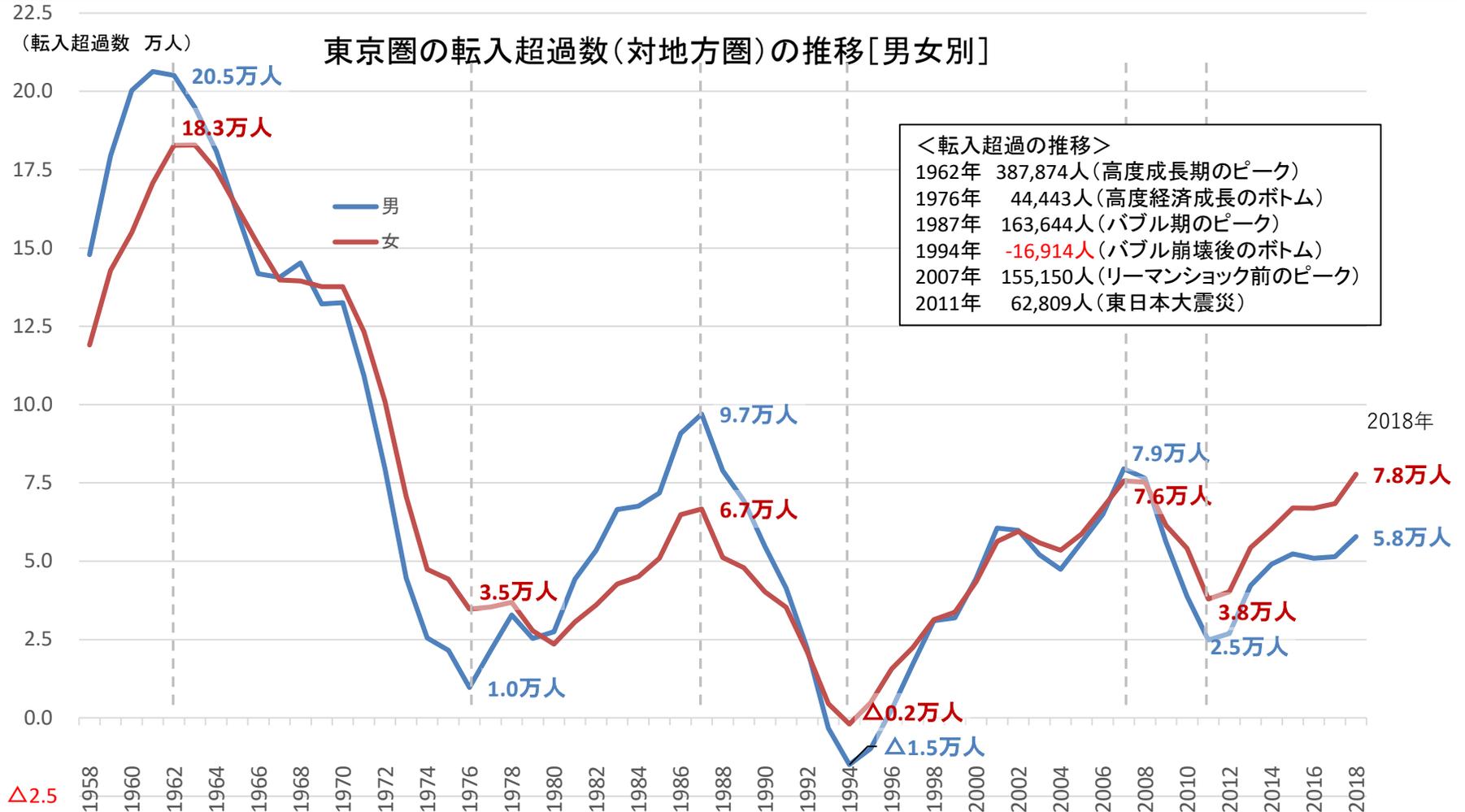
東京圏の年齢階層別転入超過数（2010～2018年）



資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2010年～2018年/日本人移動者について）

人口移動の状況（東京圏・男女別）

- 東京圏の転入超過数は、かつては、転入超過が多いときは男性が女性を上回り、少ないときは女性が男性を上回る状況がみられた。
- バブル崩壊後以降は男女差がほぼみられない状況が続いていたが、リーマンショック、東日本大震災以降は、女性が男性を上回って推移している。

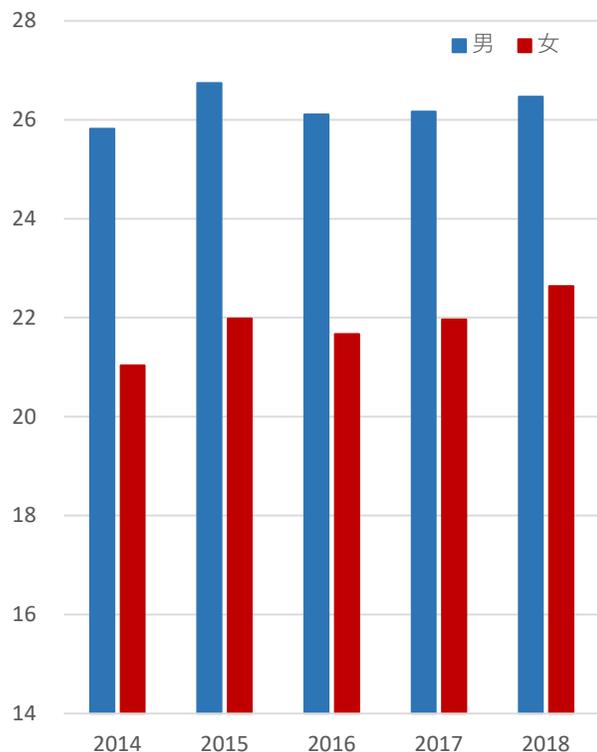


(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者)

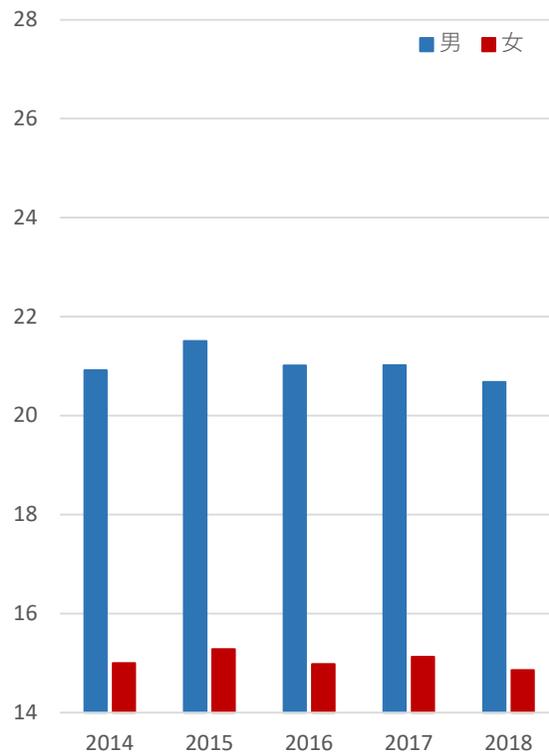
人口移動の状況（東京圏・男女別）

- 転入超過数の状況を男女別にみると女性の方が多く、転入者数・転出者数は男性が多い。
- 女性の「転出者数」が少ないことから、「女性は転入しても戻らない」傾向が示唆される。

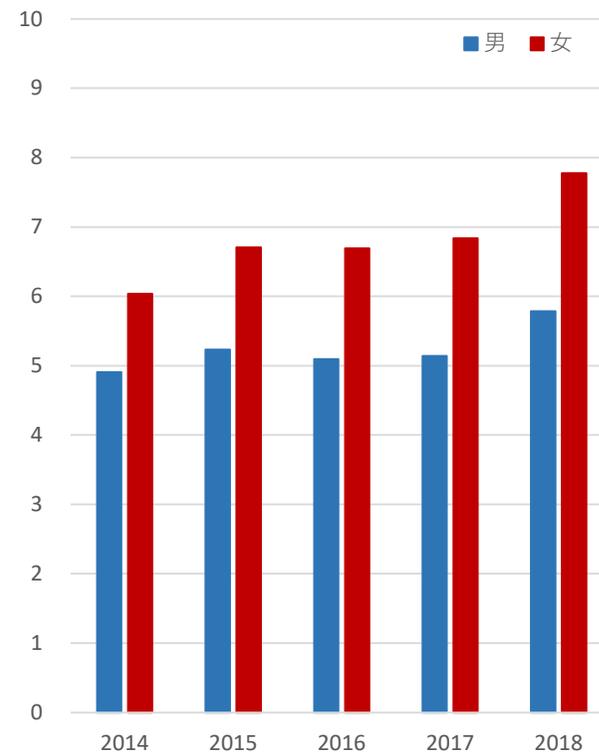
(万人) 東京圏への転入者数



(万人) 東京圏からの転出者数



(万人) 東京圏への転入超過数



地方創生の認知度、人口増減の実感

<調査の概要> ※出典：<https://www.intage-research.co.jp/lab/report/20190422.html>

○ 株式会社インテージリサーチが自主企画調査として、「地方創生」に関するアンケートを行ったもの。

- ・調査方法：インターネット調査
- ・調査対象者：ネットモニター
- ・調査地域：全国
- ・調査期間：2019年3月25日(月)～3月27日(水)
- ・サンプル数：10,702人

<地方創生の認知度>

○ 地方創生という言葉の認知度は80.8%（「内容を詳しく知っている」「内容を少し知っている」「内容は知らないが言葉をきいたことがある」の合計）、内容の認知度は35.7%（「内容を詳しく知っている」「内容を少し知っている」の合計）。

○ 言葉、内容の認知度を年齢階級別にみると、若者で低く、高齢者で高い傾向。

<人口増減の実感>

○ 全体で4割の人が人口減少を実感。人口規模が小さいところの方がその傾向が強く、人口5万人未満のところでは、約3人に2人が人口減少を実感。

地方創生の認知度

- 内容を詳しく知っている
- 内容を少し知っている
- 内容は知らないが言葉をきいたことがある
- 知らない(今はじめて知った) (%)

年齢階級	人数	内容を詳しく知っている (%)	内容を少し知っている (%)	内容は知らないが言葉をきいたことがある (%)	知らない(今はじめて知った) (%)
TOTAL	10702	4.5	31.3	45.1	19.2
16-19歳	480	2.9	17.1	38.3	41.7
20-29歳	1286	4.1	21.1	40.6	34.2
30-39歳	1599	3.5	19.4	47.0	30.1
40-49歳	2058	3.5	24.7	51.1	20.7
50-59歳	1779	3.8	32.2	49.4	14.7
60-69歳	1881	4.3	44.2	44.0	7.5
70-79歳	1619	8.3	47.6	37.4	6.7

人口増減の実感

- ととも減少している(いく)
- やや減少している(いく)
- あまり変化していない
- やや増加している(いく)
- ととも増加している(いく)
- わからない (%)

人口規模	人数	ととも減少している(いく) (%)	やや減少している(いく) (%)	あまり変化していない (%)	やや増加している(いく) (%)	ととも増加している(いく) (%)	わからない (%)
TOTAL	10702	13.8	27.4	19.4	17.0	3.5	18.8
100万人以上	2799	4.5	17.8	24.6	24.6	7.2	21.3
50万人以上	1056	9.8	33.9	18.7	13.3	2.7	21.8
30万人以上	1584	10.4	26.1	21.5	19.5	3.0	19.5
20万人以上	849	15.1	32.5	20.6	12.8	1.5	17.4
10万人以上	1680	14.4	31.4	18.5	14.9	2.0	18.8
5万人以上	1358	17.7	32.7	16.3	13.7	2.8	16.9
5万人未満	1376	34.7	30.2	10.7	10.0	1.2	13.3

※人口規模(都市規模)は市区町村の人口規模。

人口減少及び人口の東京一極集中への問題意識

<人口減少への問題意識>

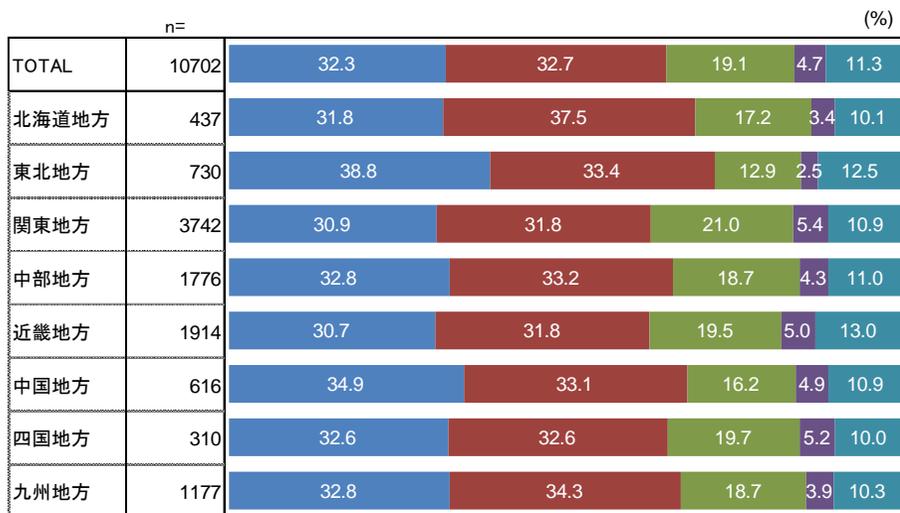
- 全体では、65%程度の人が現状で人口減少を問題だと感じている。
- 地域別に見ると、東北地方、中国地方の順で「早急に対策すべき問題だと感じる」と回答した人の割合が多い。

<人口の東京一極集中への問題意識>

- 全体では、65%近くの人が現状で人口の東京一極集中を問題だと感じている。
- 地域別に見ると、東北地方、北海道で「早急に対策すべき問題だと感じる」と回答した人の割合が多い。
- 関東地方においても、現状で人口の東京一極集中を問題だと感じている人の割合が6割を超えている。

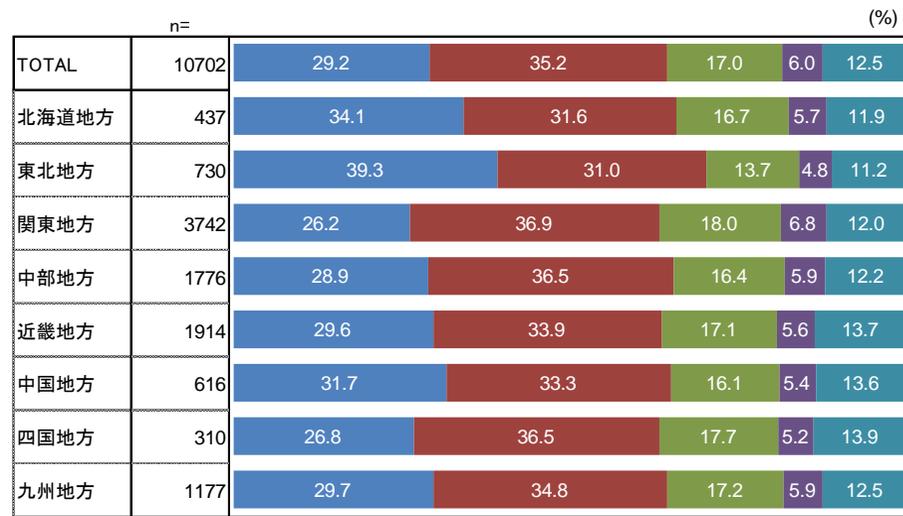
人口減少への問題意識

- 早急に対策すべき問題だと感じる
- 現状でもやや問題を感じる
- 現状は問題ないが将来的には問題だと感じる
- 問題を感じない
- わからない



人口の東京一極集中への問題意識

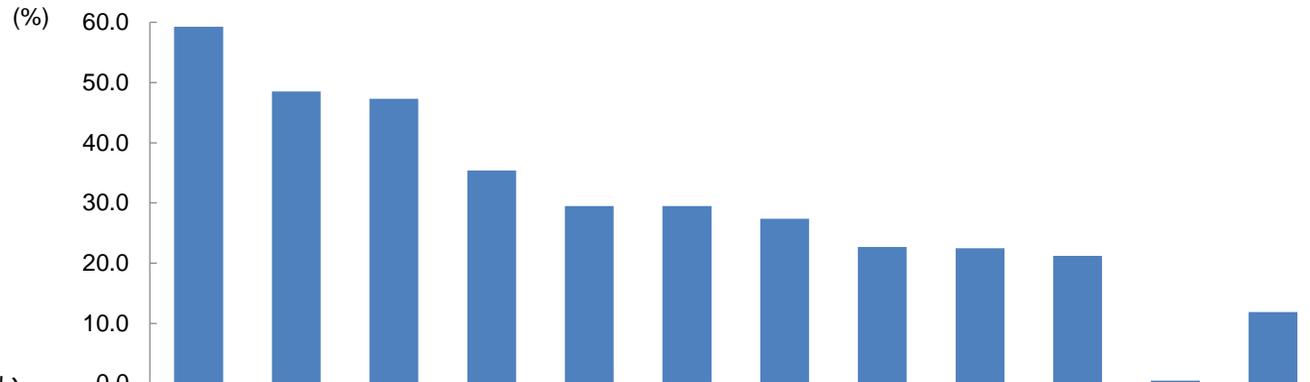
- 早急に対策すべき問題だと感じる
- 現状でもやや問題を感じる
- 現状は問題ないが将来的には問題だと感じる
- 問題を感じない
- わからない



人口減少による懸念事項

<人口減少による懸念事項>

- 人口減少によって懸念することとして、「高齢化による医療・介護ニーズの増加と支え手の不足」が約6割と最も多く、「空き家・空き地の増加」、「若者が減少して活気がなくなる」が5割弱で続いている。
- 「高齢化による医療・介護ニーズ増加と支え手の不足」を懸念する人の割合は、いずれの人口規模でも高い一方、「空き家・空き地の増加」、「若者が減少して活気がなくなる」は人口規模の小さいところほど懸念する人の割合が高い傾向。
- 人口規模が大きい都市においては、「治安の悪化」を懸念する割合が高い傾向。



※人口減少を実感している、または、わからないと答えた方のみ回答。
 ※人口規模(都市規模)は市区町村の人口規模。

	n=	高齢化による医療・介護ニーズ増加と支え手の不足	空き家・空き地の増加	若者が減少して活気がなくなる	公共サービスの質の低下	公共交通機関の縮小	地域内の経済縮小	労働者の減少による企業活動の鈍化	民間事業者の撤退により買い物が不便になる	労働者1人あたりの業務負担量の増加	治安の悪化	その他	具わらない・特にない
TOTAL	8230	59.3	48.5	47.3	35.4	29.5	29.5	27.4	22.7	22.5	21.2	0.5	11.9
100万人以上	1816	57.6	40.9	35.3	33.3	22.1	24.3	24.6	18.7	22.4	27.4	0.4	15.9
50万人以上	859	58.0	46.9	47.0	34.7	28.4	27.5	29.2	21.2	23.1	21.9	0.5	11.5
30万人以上	1188	58.6	48.1	46.5	33.8	26.7	30.0	25.8	21.0	22.4	20.2	0.6	12.6
20万人以上	684	58.3	49.3	50.0	34.8	32.6	32.7	29.5	24.3	24.4	18.9	0.6	9.6
10万人以上	1372	59.3	47.9	46.9	37.1	30.5	30.2	27.8	23.5	22.2	20.6	0.5	11.5
5万人以上	1107	62.0	53.4	52.4	37.4	34.5	31.8	27.3	24.8	22.1	19.2	0.5	10.2
5万人未満	1204	61.4	57.2	60.9	37.5	36.9	33.5	30.6	28.2	22.3	16.5	0.7	9.0

2. まち・ひと・しごと創生基本方針2019について

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて



第2期「総合戦略」策定に関する有識者会議(増田寛也座長)において第1期の検証と第2期に向けた取組を取りまとめ

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

◎基本方針の枠組

- ①第2期(2020年度～2024年度)の基本的な考え方
- ②第2期の初年度(2020年度)に取り組む主な事項

◎今後のスケジュール

- 6月:基本方針2019策定
- 12月:第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版総合戦略を策定

第2期の方向性

第1期(2015年度～2019年度)の枠組

国

2014年12月策定

長期ビジョン

: 2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

総合戦略

: 第1期の政策目標・施策を策定

地方

全ての都道府県、1,740市区町村において策定済み

地方人口ビジョン

: 各地域の人口動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略

: 各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、第1期の政策目標・施策を策定

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、
安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】情報支援、人材支援、財政支援

第2期(2020年度～2024年度)の枠組

第1期での地方創生について、「**継続を力**」にし、
より一層充実・強化

(国のビジョン・総合戦略)

◆年内に改訂(ビジョンについては、大きな変更なし)

(地方のビジョン・総合戦略)

◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、切れ目なく改訂

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

<4つの基本目標>

◆従来の枠組を維持しつつ、必要な強化

・「地方への新しいひとの流れをつくる」の取組の強化

・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携

◆「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加

◆新たな視点に重点をおいて施策を推進

・新しい時代の流れを力にする(Society5.0等)、人材を育て活かす等

<地方創生版・三本の矢>

◆従来の枠組を維持

◆地方創生関係交付金については、必要な見直しを実施

第2期における新たな視点

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化。

(2) 新しい時代の流れを力にする

- ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆SDGsを原動力とした地方創生。
- ◆「地方から世界へ」。

(3) 人材を育て活かす

- ◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

(4) 民間と協働する

- ◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

(6) 地域経営の視点で取り組む

- ◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

- ・ 「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開
- ・ 新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展
- ・ 「海外から稼ぐ」地方創生
- ・ 地方創生を担う組織との協働
- ・ 高等学校・大学等における人材育成

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・ 地方への企業の本社機能移転の強化
- ・ 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流
- ・ 政府関係機関の地方移転
- ・ 「関係人口」の創出・拡大
- ・ 地方公共団体への民間人材派遣
- ・ 地方の暮らしの情報発信の強化

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・ 個々人の希望をかなえる少子化対策
- ・ 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ 交流を支え、生み出す地域づくり
- ・ マネジメントによる高付加価値化
- ・ Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ・ スポーツ・健康まちづくりの推進

5. 連携施策等

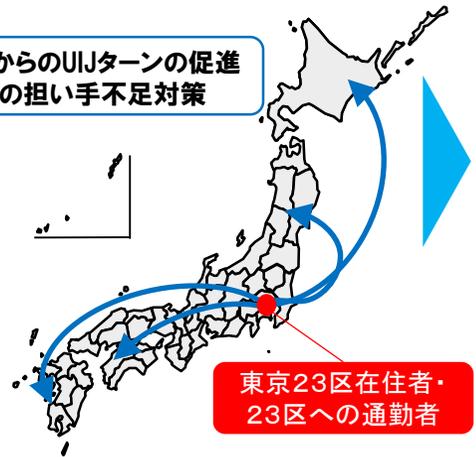
- ・ 地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進
- ・ 東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化
- ・ 規制改革、地方分権改革との連携
- ・ 国土強靱化等との連携

「関係人口」の創出・拡大①

【地方創生推進交付金によるUIJターンの推進】(2019年度～)

	地方へ移住 <small>(東京23区在住者又は23区への通勤者が移住)</small>	
地方での就業	就業した場合 最大100万円	
地方での起業	起業した場合 最大300万円 <small>(最大100万円+200万円)</small>	<small>(地方にいたままで)</small> 起業した場合 最大200万円

東京圏からのUIJターンの促進
地方の担い手不足対策



○地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ) (R1.8.23現在)

<交付対象事業数(2回目採択)>
・42道府県(1,140市町村と連携)

※起業支援金・移住支援金の制度を昨年12月に公表したのち、ふるさと回帰支援センターへの相談件数は増加(12月～4月、前年比約13%増)

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を目指す。その際、個人と企業の取組を加速。

「関係人口」づくりのイメージ

定住／常勤

UIJターンによる起業・
就業者の創出等

プロフェッショナル
人材事業等

関係人口

農山漁村体験等

交流

地方との縁(関係)が、地方での移住先を決める大きな要因

➢地方移住の希望先を選んだ理由と回答割合

- ・自分(または配偶者)の生まれ育った場所だから 35.3%
- ・旅行などでよく行き、気に入った場所だから 32.0%
- ・親(または配偶者の親)の生まれ育った場所だから 13.1%

(出典)平成27年度 地方移住等の実態把握及び今後のあり方に関する調査
調査結果報告書(平成28年3月) 株式会社日本総合研究所

※地方移住等を志向する者1,552名のうち、地方移住を行いたい場所を具体的に選んだ者634名に関するデータ

「関係人口」の創出・拡大②

➤ 様々な「関係人口」に関連する取組を加速化

・プロフェッショナル人材事業

・サテライトオフィス・二地域居住



Sansan株式会社 神山ラボ(徳島)

・サテライトキャンパス



慶應義塾大学鶴岡タウンキャンパス

・地方創生インターンシップ



・子供の農山漁村体験

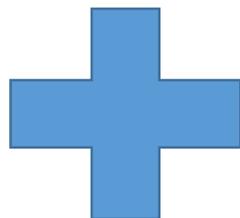


2024年度に小学生、中学生、高校生について現在の取組を倍増

➤ 総合的な情報を集約・発信する拠点を全国に展開

① 特定地域との継続的な関わりを求める
都市住民等の創出・拡大
＜「ファン」づくり＞

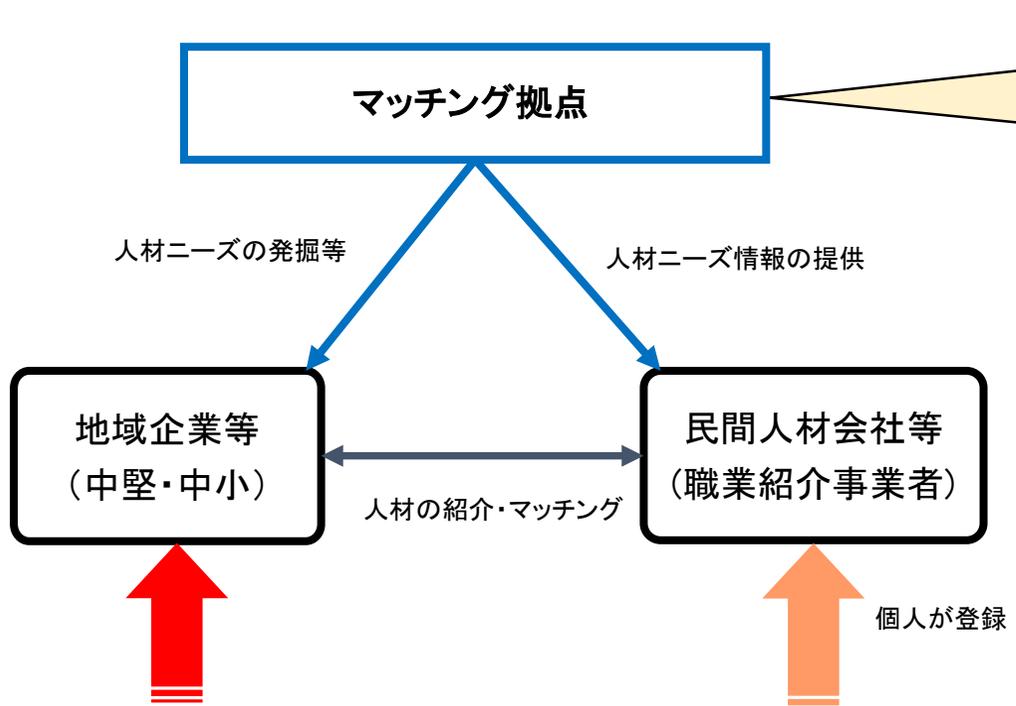
② 副業・兼業として地域に関わる人材の活用
＜「しごと」づくり＞



コーディネート拠点
(関係案内所・案内人)

地域人材支援戦略パッケージ

- 地域企業の経営課題の解決に必要な人材マッチング支援を抜本的に拡充する地域人材支援戦略パッケージを推進。
- 具体的には、地域金融機関等による地域企業の人材ニーズの発掘の強化、人材の送り出し元となる東京圏の企業の開拓・連携強化等により、副業・兼業等も含めた多様な形態による地域への人材供給を大幅に拡大。



① マッチング拠点の機能強化

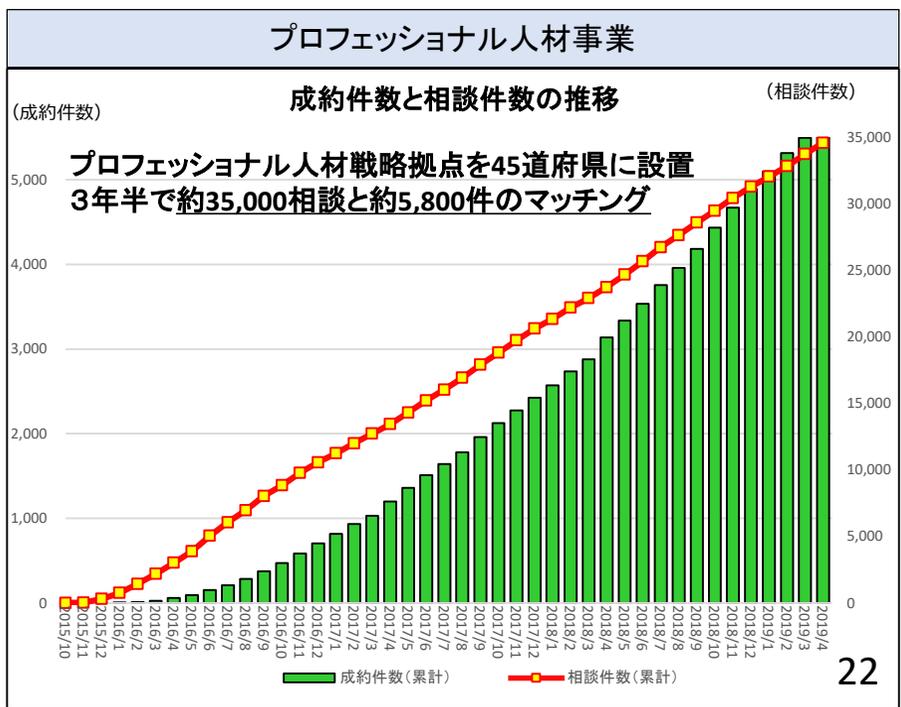
・従来のプロフェッショナル人材拠点に加え、地域金融機関等の協力も得て、新たな先導的事業を検討。

② 地域企業の人材ニーズ発掘の抜本的拡充

- ・地域企業の経営支援
- ・丁寧な人材ニーズの発掘

③ 送り出し側の取組強化

- ・送り出し側の環境整備 (副業・兼業への対応)
- ・協力企業の大幅拡大



民間資金の地方還流・地方への企業の本社機能移転の強化

- 2019年度が期限である企業版ふるさと納税、地方拠点強化税制について、今後の取組を検討。

企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流

- 手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討。

制度概要 <企業版ふるさと納税>

- 地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対する企業の寄附について税額控除の優遇措置をするもの(2016年度～2019年度)



事例①(人材育成) 岡山県玉野市

㈱三井E&Sホールディングスからの寄附(6,500万円)を受け、市立高校に工業系学科を新設し、ものづくり人材を育成。



事例②(インバウンド推進)

ガイドの育成(岩手県遠野市)、海外プロモーション(奈良県)など

事例③(被災地支援)

臨時スクールバスの運行や復興イベント(広島県呉市)、自主防災組織の支援(岡山県)など

地方への企業の本社機能移転の強化

- 東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討。

制度概要 <地方拠点強化税制>

- 東京一極集中を是正する観点から、企業の管理部門や研究所等の本社機能を、東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充する場合に、設備投資減税(オフィス減税)や雇用促進税制等により支援するもの。



「海外から稼ぐ」地方創生

○海外への訴求力が高く、地域の成長産業である農林水産業と観光業の戦略的連携により、

①一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓(アウトバウンド)

②訪日外国人の拡大と地方への誘客による地域内消費獲得(インバウンド)

の好循環を実現し、「海外から稼ぐ」地域の取組みを、地方創生担当部局を中心とする関係省庁が一丸となって支援。

【海外需要開拓型地域農観連携の取組み】



《唐津市の取組（唐津コスメティック構想）》

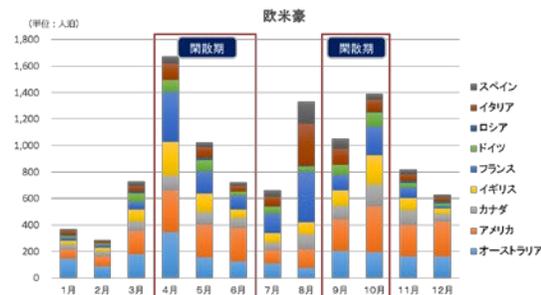


ツバキ油等の地元産物を原料とした美容健康商品を海外市場に展開。



フランスを中心とする海外コスメ企業に対する誘致活動や地場企業との業務提携を推進。

《豊岡市の取組（豊岡版DMO）》

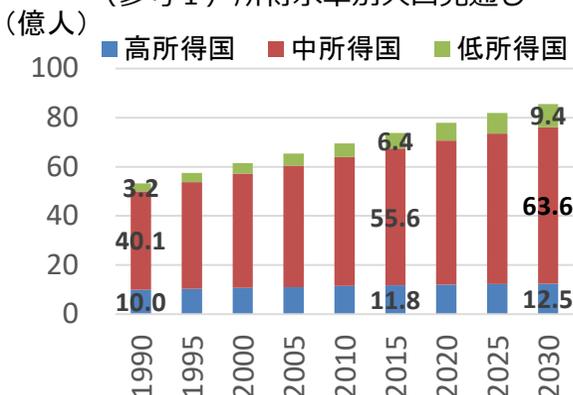


閑散期に訪れる欧米豪の観光客をターゲットとした観光事業を展開。



旬の魚介や野菜を調理するなど、地域資源を生かしたプログラムを実施。

(参考1) 所得水準別人口見通し



(参考2) 地方部の外国人延べ宿泊者数



※括弧内は全国に占める割合。

(出典) 観光庁作成資料

Society5.0の実現に向けた技術の活用

- Society5.0の実現に向けた技術の活用を、強力に推進。
- 支援窓口を内閣官房に設置し、関係省庁が連携して推進。

Society5.0の実現に向けた技術(未来技術)の地方における実用化イメージ

自動運転×AIヘルスケア ⇒ 住民生活の質の向上

課題
解決

自動運転車を活用した地域交通の多様化やAIを活用した住民イベントによる外出誘因を通じた、**生活の利便性向上・ヘルスケア推進**。

無人電動カート活用による 新交通システム構築



AIを活用した住民主体の ヘルスケア推進



スマート農業×ドローン物流 ⇒ 産業等の生産性向上

ロボットトラクタによる農作業の自動化・効率化、ドローンによる生活物資等の自動配送等を通じた**地方の労働力不足に対応した地域経済の活性化**。

ロボットトラクタによる 農作業の自動化・効率化



ドローン配送による 物流効率化・住民の利便性の向上



未来
技術

支援窓口を創設し、地方公共団体・関係省庁間の連携を強化

5G基盤活用の最大化

未来技術活用の基盤となる**5G基地局の整備の支援**や**光ファイバ等の整備促進**を実施 等

支援窓口

①**地方公共団体への
ハンズオン支援**

②**関係省庁間の政策連携**

デジタル人材の育成・確保

情報通信関連の事業者やメーカー職員等を活用した**技術専門家等を地方公共団体に派遣する「ふるさと応援人材派遣制度(仮称)」の創設**、**地域情報化アドバイザー制度の推進** 等

データの利活用

RESASの活用促進、観光・イベント情報など**静的データ**や混雑情報など**動的データの迅速な提供**を推進 等

地方における実用化・普及支援

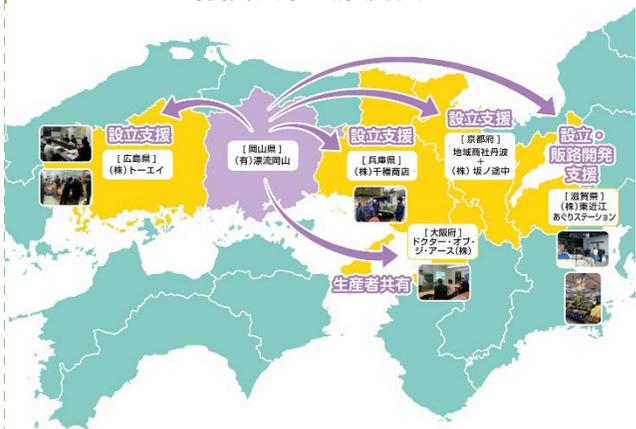
全国的なモデルとなり得る新たな社会システムづくりにチャレンジする取組について、**地方創生推進交付金による新たな支援の仕組みを検討**、**首長等向けに活用事例集を送付し周知啓発** 等

地方創生の担い手組織との協働

- 地域において地方創生の担い手組織が増加。一方、地域再生法に基づき地方公共団体が指定している地域再生推進法人は全国で20法人(平成30年3月末内閣府調査)のみ。
- 様々な取組を行う組織を、①取組内容等に応じて類型化のうえ見える化、②全国的なネットワークの構築によるノウハウの横展開を可能にすることで、地方創生を担う組織・人材を更に増大。

地方創生の担い手組織(例)

事例1(地域商社) 有限会社 漂流岡山



出典:有限会社漂流岡山

地域密着型の「コンパクト型地域商社」の活動を通じて農業の計画生産化、所得の向上・安定、若手農家の事業化を支援。

同時に近畿・中国地方への取組の横展開の支援にも注力。滋賀で立ち上げた地域商社(株)東近江あぐりステーションは年商6億円規模まで成長。

事例2(起業支援) NPO法人 おっちLABO



出典:NPO法人おっちLABO

雲南市が開講した次世代育成事業「幸雲南塾」の卒業生が中心となり、若者の起業や地域活動を支援するNPOを設立。

「幸雲南塾」の取組みでは、全国各地の起業家からノウハウを学ぶケーススタディや、ネットワークとビジネススキルをもつ「コーディネーター」による伴走支援等を通じて、地域課題解決に向けた起業等を支援。

事例3(移住支援) NPO法人Totie



出典:NPO法人Totie

出典:小豆島町

小豆島住民と将来の小豆島住民に対して、空き家の改修・補助や移住・定住に関する事業を行い、UIターン者の増加、地域活性化に寄与することを目的とし設立。

移住体験施設の運営・移住者交流会や島ぐらしイベントの開催・行政と連携した空き家バンクのサポートなど、移住希望者と地域住民をつなぐ活動を展開。

地域の将来を支える人材育成のための高校改革

- キラリと光る地方大学づくりに加え、人生の選択を考える重要な時期である、高等学校に着目して地方創生を推進。

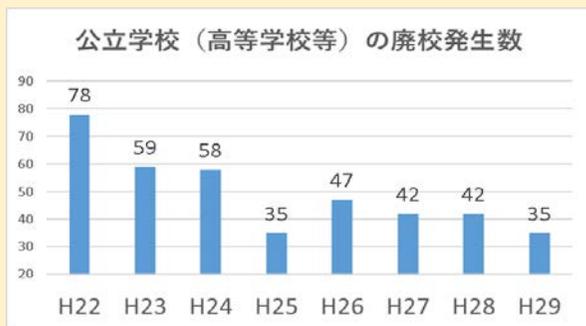
- 東京圏への転入超過は就学・就職時が多い。

15～19歳 約27,000人 } 全体の3/4
20～24歳 約75,000人 }

- 県内の大学に進学する者は少ない。

32.9% (47都道府県平均)
【最高】 71% (愛知県)
【最低】 11% (和歌山県)

- 若者の減少により、高校維持が厳しくなる地域も存在。



文部科学省 平成30年度 廃校施設等活用状況実態調査より

- 選挙権年齢、成年年齢(民法)の20歳から18歳への引下げ。

<力をつける>

- ◆ 文章や情報を正確に理解する読解力など基盤的な力を確実に身に付ける

・遠隔教育など未来技術の活用
・教育の質の向上

<地元を知る>

- ◆ 「ふるさと教育」など、地域課題の解決を通じた探究的な学びを実現

・地域ならではの新しい価値を創造する人材
・グローバルな視点を持つ人材
・専門的な知識・技術を持つ人材 等

<地域と協働する>

- ◆ 地域の協働体制を構築

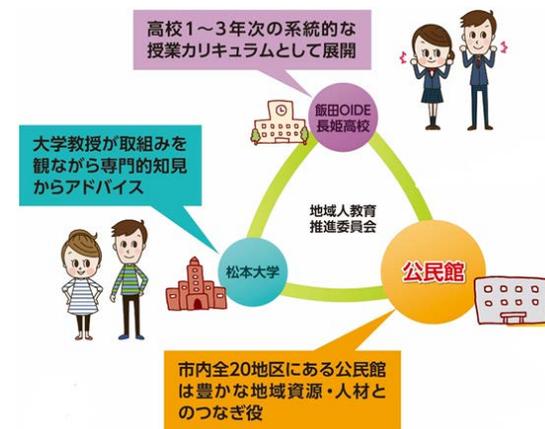
・広く関係者が一体となって関わるコンソーシアムの設置
・高校と地域をつなぐコーディネーターの検討 等

<地方を知る>

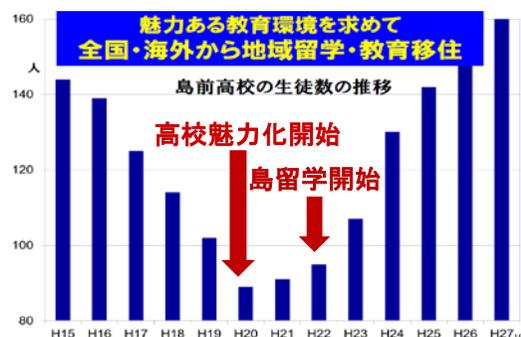
- ◆ 地域留学の推進

地域の特性を生かし、全国から生徒を受け入れ

地域人教育(長野県飯田市)



高校魅力化による人口増加【島根県立隠岐島前高等学校(海士町)】



高校魅力化や島留学(地域留学)により、生徒数をV字回復。これに伴い、家族での移住も増加。

個々人の希望をかなえる少子化対策／誰もが活躍できる地域社会の実現

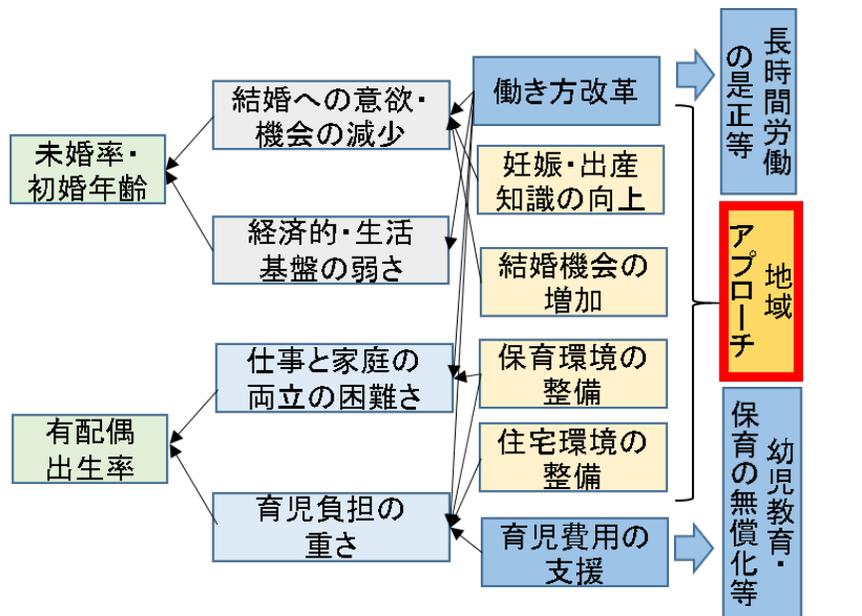
個々人の希望をかなえる少子化対策

経済的負担の軽減(幼児教育・保育の無償化等)や、働き方改革(長時間労働の是正等)等の国全体の取組に加え、地方創生の観点からの取組を推進。

○「地域アプローチ」による少子化対策の更なる推進

各地方公共団体が、地域ごとの課題を明確化し、これに対応した地域ごとのオーダーメイド型の少子化対策の取組を展開。

出生率に影響を及ぼす諸要因と対策



誰もが活躍できる地域社会の実現

女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現。

○居場所と役割のあるコミュニティづくり(全世代・全員活躍まちづくり)

- ・誰もが交流できる「多世代交流」の場づくりを推進。
- ・「生涯活躍のまち」の更なる推進。



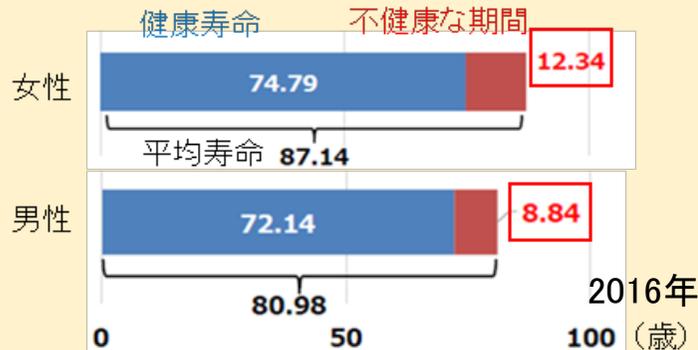
○外国人材の活躍と共生社会に対する支援制度

- ・新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域への定着に向け、外国人の受入れ・多文化共生社会の実現に取り組む地方公共団体を支援。
- ・在外の親日外国人材の掘り起こしや地方公共団体等との円滑なマッチングを支援。
- ・留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、本年度中に結論。

スポーツ・健康まちづくりの推進

- ラグビーワールドカップ(2019年)、東京オリンピック・パラリンピック(2020年)を契機として、「スポーツ・健康まちづくり」の取組を推進・発展。

- 健康寿命の延伸が課題であるなか、適度な運動による健康づくりが重要。



佐久びんころウォーク(長野県佐久市)

● スポーツツーリズム、スポーツを通じた交流を促進

- ・ プロスポーツチームを地域のイノベーション創出の核に
- ・ 「アウトドアツーリズム」や「武道ツーリズム」を強力に推進

<目標(2021年度)>

- ・ スポーツ目的の訪日外国人:250万人(2017年度:187万人)
- ・ スポーツツーリズム消費額:3,800億円(2017年度:2,702億円)

● 地域のスポーツ資源を最大限活用

- ・ 各地域のスポーツ資源(施設・指導者等)をオープンデータ化
- ・ 民間事業者も巻き込んだ新たなビジネスの創出

● スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツ分野と医療・介護・福祉分野の連携
- ・ 「歩く」まちづくりの更なる推進、ブランディング化

関係省庁が連携して推進

スポーツ・健康まちづくり

国土交通省

厚生労働省

総務省

内閣官房

スポーツ庁

観光庁

経済産業省

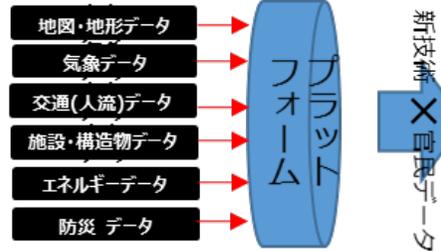
地域経営の視点で取り組むまちづくり

スマートシティ

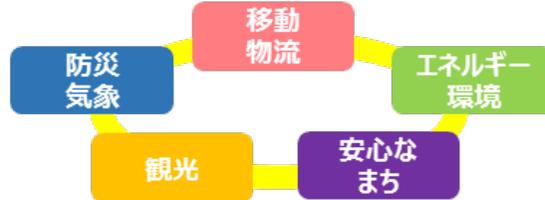
- AI、IoTなどの新技術や官民データの活用により、都市・地域課題の解決を図るスマートシティの取組について、モデル事業の実施や、官民連携のプラットフォーム構築等により推進。

<スマートシティの概念>

様々なデータを収集・見える化

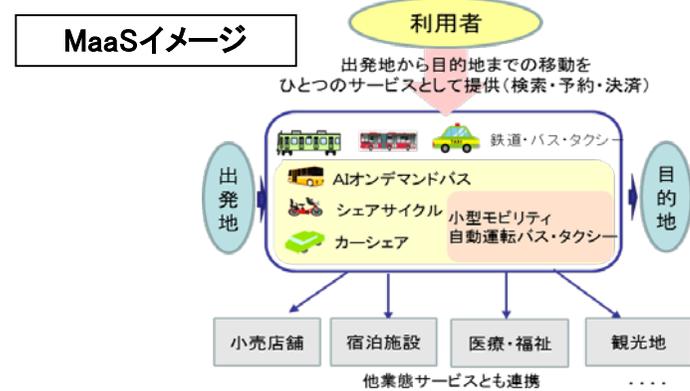


都市・地域全体を分野横断的に最適化



MaaS

- 交通事業者間のデータ連携に関するルール整備や、シームレス化に必要な交通結節点整備等により、MaaSなどの新たなモビリティサービスのモデル構築や社会実装を推進。
※MaaS…Mobility as a Service の略



居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり

- まちなかの歩行者空間の創出や都市空間の官民ボーダーレス化(※)の推進等により、まちなかに、ひとが集まる動機と居心地の良さがあり、歩きたくなるひと中心の空間を創出し、イノベーションの創出や地域消費の活性化を図る。
※公共空間の民間利用、民有空間の公的機能発揮
- 将来を見据えた中心市街地の再生を図る取組を支援するため、関係省庁の連携した取組の強化を図る「中心市街地再生促進プログラム(仮称)」を本年度中を目途に策定。



公園を芝生や民間カフェ設置で再生(東京都豊島区)

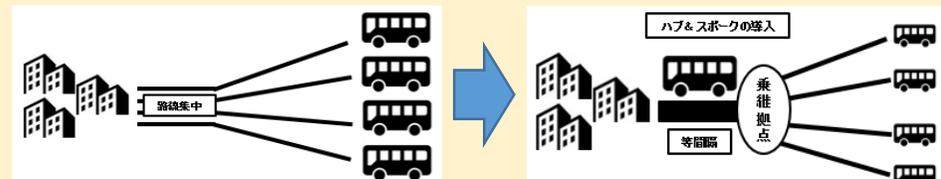


駅前の歩行者空間の創出(兵庫県姫路市)

地域交通を取り巻く課題への対応

- 地域の公共交通ネットワークの維持等のため、乗合バスなど交通事業者間の路線、運行間隔、運賃等についての連携・協働を円滑・柔軟に行うことができるよう、競争政策の見直しの観点から、具体的な仕組みを検討。
- 地域交通の維持・活性化に向けた取組を促進するための計画・支援制度等について、本年度中に制度改正等(※)に着手。
※地域公共交通活性化再生法の見直し等

【事業者間の連携・協働イメージ(路線ネットワークの再編)】



渋滞や運行の非効率性が発生

運行の効率化を実現

棚田地域振興法の施行を受けた地方公共団体の対応について

1. 棚田地域振興法について

- 第198回通常国会において、議員立法として成立し、8月16日に施行。
- 概要
 - ① 対象地域：棚田地域 棚田を含む一定の地域
(政令の要件：①昭和25年2月1日における旧市町村の区域であって、②その区域内の勾配が20分の1以上の土地にある一団の棚田の面積が1ヘクタール以上であること。)
 - ② 棚田地域振興基本方針(内閣総理大臣が基本方針案を作成し、閣議決定)
 - ③ 都道府県棚田地域振興計画の策定
 - ④ 指定棚田地域(都道府県の申請に基づき、主務大臣※が指定) ※主務大臣：総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣
 - ⑤ 指定棚田地域振興協議会※の設置 ※指定棚田地域の農業者、JA、地域住民、NPO等により構成
 - ⑥ 協議会の構成員に対する必要な情報提供、助言等の実施(棚田地域振興コンシェルジュ)
 - ⑦ 指定棚田地域振興活動計画の認定(協議会が作成し、市町村の申請に基づき、主務大臣が認定)
 - ⑧ 指定棚田地域の振興の支援等(財政・税制上の措置、関係府省による棚田地域振興連絡会議の設置)
 - ⑨ 5年の時限立法(失効日：令和7年3月31日)

2. 地方公共団体に期待される役割

- (1) 都道府県
 - ① 指定棚田地域の指定申請
 - ② 都道府県棚田地域振興計画の策定
- (2) 市町村
棚田等の保全や棚田を核とした地域振興に取り組む地域における協議会の設置、活動計画の作成の働きかけ

3. お願いしたい事項

- (1) 棚田地域振興コンシェルジュの活用
内閣府のHPの相談窓口連絡いただければ、施策担当・地域担当のコンシェルジュをご紹介します。
- (2) 都道府県の窓口・体制の明確化
都道府県地方創生担当部局におかれては、農政担当部局等とご相談の上、都道府県における窓口・体制の明確化をお願いしたい。

4. 問い合わせ先(ご不明点がありましたらご連絡ください)

内閣府地方創生推進事務局 遠藤、宮澤 TEL 03-6257-1873 MAIL i.tanada@cao.go.jp

3. 令和2年度予算概算要求について

令和2年度 地方創生予算 概算要求 (案)

	R2要求(案)	R1予算額
地方創生に向けた総合的な対応	1,200億円	(1,000億円)
○地方創生推進交付金	1,200億円	(1,000億円)
地方へのひとの流れの強化	32.5億円	(28.3億円)
<主なもの>		
○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用促進	1.0億円	(0.8億円)
○関係人口創出・拡大のための対流促進事業	1.0億円	新規
○地方大学・地域産業の創生、大学生・高校生の対流促進	28.5億円	(26.4億円)
・地方大学・地域産業創生交付金	25.0億円	(22.5億円)
・地方大学・産業創生のための調査・支援事業	1.5億円	(1.1億円)
・地方と東京圏の大学生・高校生対流促進事業等	2.0億円	(2.8億円)
○地方創生国際交流促進事業	0.2億円	(0.1億円)
地方のしごとづくりと担い手の展開・支援	8.0億円	(7.0億円)
<主なもの>		
○民間との協働	2.5億円	(0.8億円)
・企業人材等の地域展開促進事業	2.0億円	(0.5億円)
・地域の担い手展開推進事業	0.5億円	(0.3億円)
○地方創生に取り組む地方公共団体への支援	5.4億円	(6.2億円)
・地域経済分析システム（RESAS）による地方版総合戦略支援事業	1.3億円	(1.4億円)
・地方創生カレッジ事業	2.8億円	(3.1億円)
・地方版総合戦略推進事業（サテライトオフィス含む）	1.3億円	(1.7億円)

	R2要求(案)	R1予算額
地方を支えるまちづくり	21.7億円	(14.7億円)
<主なもの>		
○地方創生に向けたSDGs推進事業	5.3億円	(4.9億円)
○産業遺産（世界遺産）関係事業	5.5億円	(6.1億円)
○地域再生支援利子補給金	2.6億円	(2.5億円)
◆地方におけるSociety5.0の実現	8.0億円	(0.7億円)
○スーパーシティ整備推進事業	7.0億円	新規
合計	1,262億円	(1,050億円)

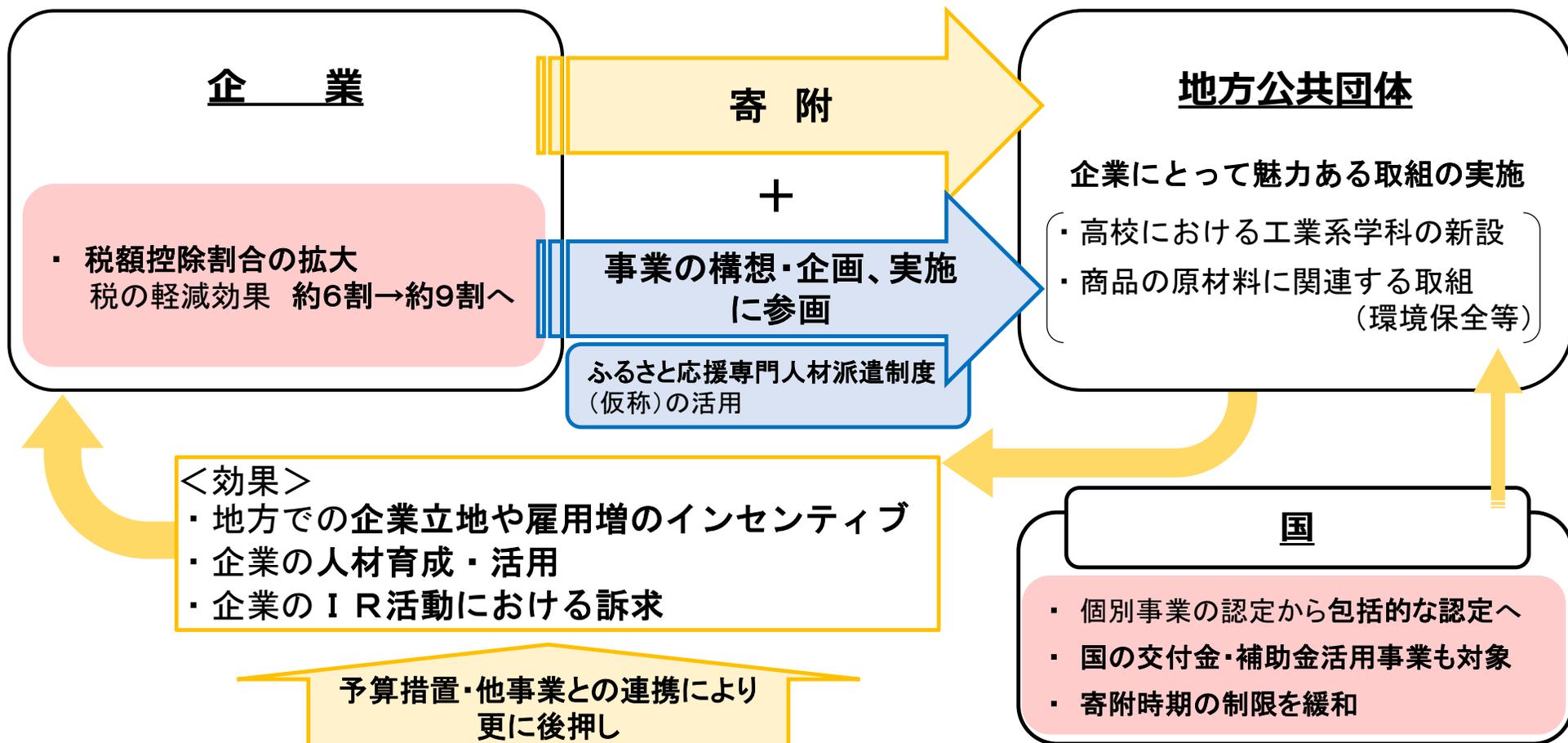
1-1. 企業版ふるさと納税の活用促進

➢ 地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度の延長・拡充に併せて、企業と地方公共団体とのマッチング支援等を実施するとともに、他事業との連携を強化。

○ 企業と地方公共団体とのマッチング機会の充実や効果的な広報を実施(2年度要求額:1.0億円)

○ 他事業との連携

- ・ 地方創生推進交付金の申請上限額・件数を割増、
- ・ 雇用助成金の活用促進、
- ・ 地方拠点強化税制の拡充



1 - 2. 地方移住の推進と関係人口の創出・拡大

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）

	地方へ移住 (東京23区在住者又は 23区への通勤者が移住)	
地方での 就業	就業した場合 最大100万円	
地方での 起業	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで 起業した場合 最大200万円)

東京圏からのU/Iターンの促進
地方の担い手不足対策



・交付対象事業数(令和元年8月2日現在)
:42道府県(1,140市町村)

関係人口創出・拡大のための対流促進事業等

➤ 地域課題の解決等のため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」を創出・拡大。

＜関係人口のイメージ＞

＜関係人口に関連する主な取組＞

(括弧内は2年度要求額)

○ 関係人口創出・拡大のための対流促進事業(1.0億円)

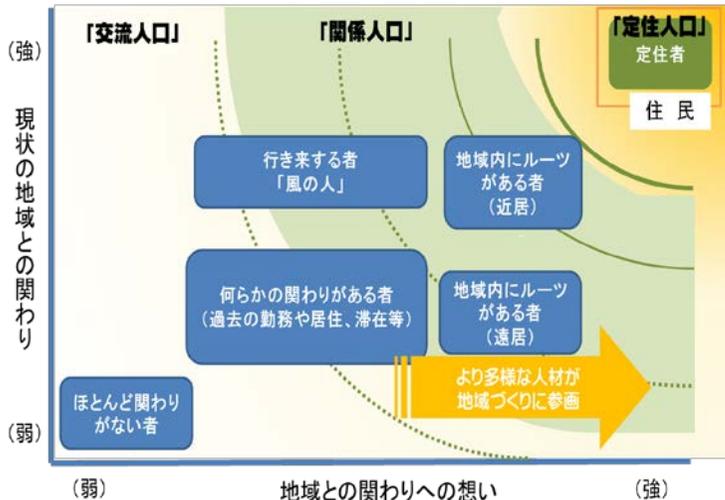
・ひとと地域を結ぶコーディネート支援等のモデル事業を新たに実施。

○ 地方と東京圏の大学生・高校生対流促進事業等(2.0億円)

- ・地方圏と東京圏の大学による大学生対流に向けた取組を支援。
- ・高校生「地域留学」推進のため高校魅力化・受け皿構築を新たに支援。
- ・東京圏在住の学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を目指し、地域の企業での就業体験を支援(地方創生インターンシップ事業)。
- ・東京圏の大学の、地方におけるサテライトキャンパスの設置に向け、地方公共団体と大学とのマッチングを支援。

○ **各省連携** 子供の農山漁村体験

・都市と農山漁村の交流を促進するための取組に対する支援。



※総務省作成資料

1 - 3. 地方大学・地域産業の創生、大学生・高校生の対流促進

- 地方大学・地域産業の創生により、地域の生産性向上と若者の地方定着を促進。
- 大学生・高校生が地方の魅力を知る機会を設けることで、将来の地域の担い手の育成等に寄与。

(括弧内は2年度要求額)

地方大学・地域産業創生交付金等

- 地方大学・地域産業創生交付金 (130.0億円※)
 - ・ 産官学連携により地域の中核的産業の振興や専門人材育成、起業家精神を持った若者の育成などを行う優れた取組を支援。これにより「キラリと光る地方大学づくり」を推進。
- ※ 地方創生推進交付金活用分80.0億円、文部科学省計上分25.0億円を含む。
- 地方大学・産業創生のための調査・支援 (1.5億円)
 - ・ 交付金事業の質の確保・向上のため、外部有識者や専門調査機関による各地域の調査・評価・伴走支援を実施。取組の拡大に向け、自治体の計画作成・体制作りへの伴走支援も新たに実施。

地方大学・地域産業創生交付金 採択実績 (平成30年度)

- ・ 採択件数: 7件
- ・ 採択事業:
富山県、岐阜県、島根県、広島県、
徳島県、高知県、北九州市

地方と東京圏の大学生・高校生の対流促進事業等

- 地方と東京圏の大学生・高校生対流促進事業 (再掲) (1.7億円)
 - ・ 地方圏と東京圏の大学による大学生対流に向けた取組を支援。
 - ・ 高校生「地域留学」推進のため高校魅力化・受け皿構築を新たに支援。
- 地方創生インターンシップ事業 (再掲) (0.2億円)
 - ・ 東京圏在住の学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を目指し、地域の企業での就業体験を支援。
- 地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業 (再掲) (0.1億円)
 - ・ 東京圏の大学の、地方におけるサテライトキャンパスの設置に向け、地方公共団体と大学とのマッチングを支援。

大学生対流促進 採択実績

- ・ 採択件数: 平成30年度 6件
令和元年度 2件

1 - 4. 地方創生国際交流促進

➤ 地方創生に関し共通の課題を有する国や実績のある国などとの情報交換を通じて、国際交流の一端を担うとともに、そこで得られた知見を施策立案に活用することで、地方創生の一層の推進を図る。

地方創生国際交流促進事業

(2年度要求額:0.2億円)

- 政策担当者間の情報・意見交換を目的とした定例会議の開催に合わせて、研究・知見の共有等を目的としたセミナーを開催。
- セミナーの中で、有識者や経済人などの関係者にも参加を呼びかけ、特定テーマについての講演・パネルディスカッションを実施。
- セミナーの開催に合わせて、地方創生の特徴的な事例について、地方視察を行い、意見交換を実施。

2-1-1. 民間との協働① 企業人材等の地域展開促進

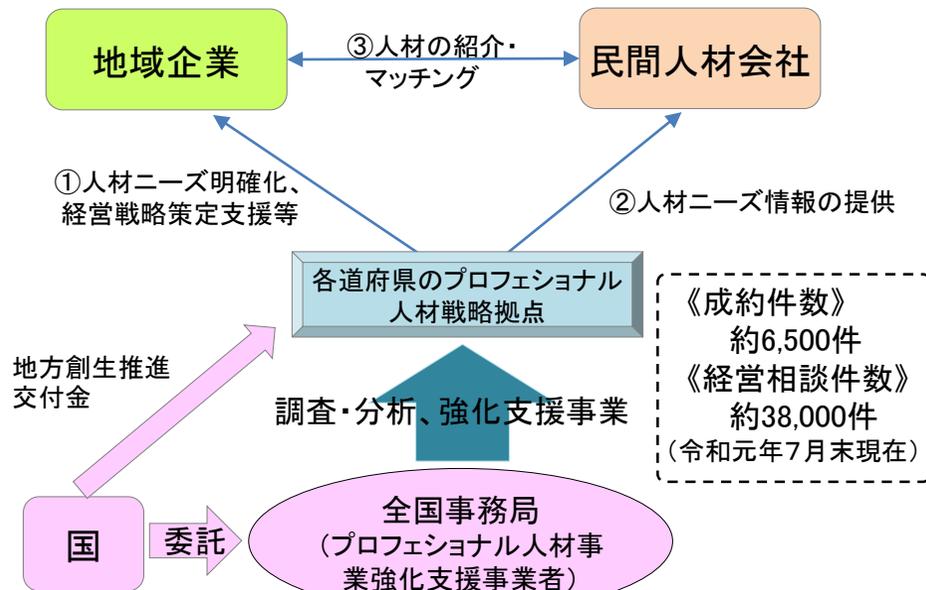
- プロフェッショナル人材の地域への還流を拡大し、地域企業の生産性向上・経営改善、起業促進等を図ることで、地域経済の活性化を実現。
- 市町村への民間専門人材派遣を拡大することで、市町村における人材の活用を促し、当該市町村における地方創生の取組強化につなげる。

プロフェッショナル人材の地域企業への還流

(1.7億円)

○プロフェッショナル人材事業

- ・副業・兼業を含めた多様な形態での地域への人材還流を新たに促進するため、人材の供給元となる東京圏等の大企業の開拓・連携の強化を図る。また、多様な人材の受入れに係る地域企業の意識醸成等を図る。
- ・上記の取組に向けて、全国事務局の機能を強化する。



※各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点については、地方創生推進交付金を活用して支援。

民間専門人材等の市町村への派遣

(括弧内は2年度要求額)

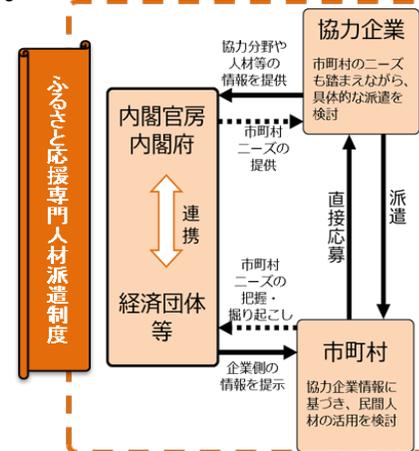
(0.3億円)

○ふるさと応援専門人材派遣制度

- ・自治体への民間専門人材の派遣に関して、地方創生人材支援制度から独立させ、「ふるさと応援専門人材派遣制度」(仮称)を新たに創設。市町村派遣に協力できる企業の発掘・取りまとめ、市町村の民間人材の一層のニーズの掘り起こし等の促進を行う。「地域おこし企業人」とも連携)

○地方創生人材支援制度(シティマネージャー)

- ・市町村長の補佐役として派遣されている人材の意見交換会などを実施。



2-1-2. 民間との協働② 地域の担い手の育成

➤NPOなどの地域づくりを担う組織を育成。

(括弧内は2年度要求額)

- 地域を支える事業主体が抱える課題等の調査・分析
- 地域商社等の各地域で活動する者の連携促進・ネットワーク化
- 社会的事業の社会性認証の在り方の検討

(0.5億円)

ソーシャルビジネス、
地域商社

小さな拠点・
地域運営組織

- 小さな拠点税制
(寄附金控除)

- これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、多世代交流などコミュニティづくりを重視

- 官民連携による安定的な事業モデルの在り方などを検討

(0.2億円)

生涯活躍のまちを
推進する団体

多様な地域団体

地方創生推進交付金による支援

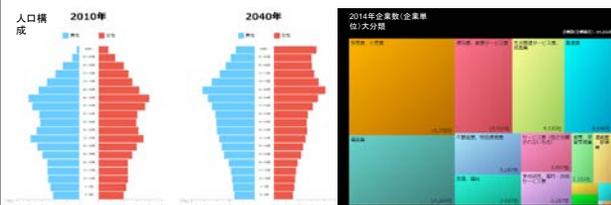
2-2. 地方創生に取り組む地方公共団体への支援

(括弧内は2年度要求額)

RESAS

○地域経済分析システム (RESAS)による地方版総合戦略支援事業(1.3億円)

- ・有識者派遣や説明会開催等により、RESASを活用した地方版総合戦略策定を促進。



地方創生カレッジ等の人材支援

○地方創生カレッジ事業(2.8億円)

- ・地方創生に必要な人材を育成・確保するため、実践的なカリキュラムをeラーニング形式で提供。

○ふるさと応援専門人材派遣制度(再掲)(0.3億円)

○地方創生人材支援制度(再掲)(0.04億円)

サテライトオフィス等による業務支援

○地方版総合戦略推進事業(サテライトオフィス含む)(1.3億円)

- ・サテライトオフィスを活用した地方公共団体向けの相談対応や、地方創生推進交付金等の採択事業の効果検証・課題分析を実施。

○地方創生推進交付金による支援

3-1. 地方創生SDGsの推進

▶ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を地方自治体に広く浸透させることで、SDGsを原動力とした地方創生を実現。

地方創生に向けたSDGs推進事業

(2年度要求額:5.3億円)

○「自治体SDGsモデル事業」に対する支援

- ・地方創生SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的なモデル事業について、補助金で支援。

自治体SDGsモデル事業 採択実績

- ・採択件数:平成30年度 10件
令和元年度 10件

○地方創生SDGsの普及展開

- ・地方創生SDGsの達成に向けて、「地方創生SDGs国際フォーラム」の開催や「地方創生SDGs動画」の作成等を実施する普及展開活動を実施。

○官民連携の強化

- ・地方創生SDGsの推進及び一層の地方創生に資する官民連携の場として、平成30年8月に創設した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」によるマッチング支援等の活動を実施し、官民連携の取組を強化。

○「地方創生SDGs金融」の推進

- ・「地方創生SDGs金融」の推進のため、「SDGsに取り組む事業者の登録制度」、「地域金融機関向け表彰制度」等を実施し、地域事業者や金融機関等の多様なステークホルダーと連携する「地方創生SDGs金融フレームワーク」を構築。

3-2. 地域再生に向けた金融面での支援

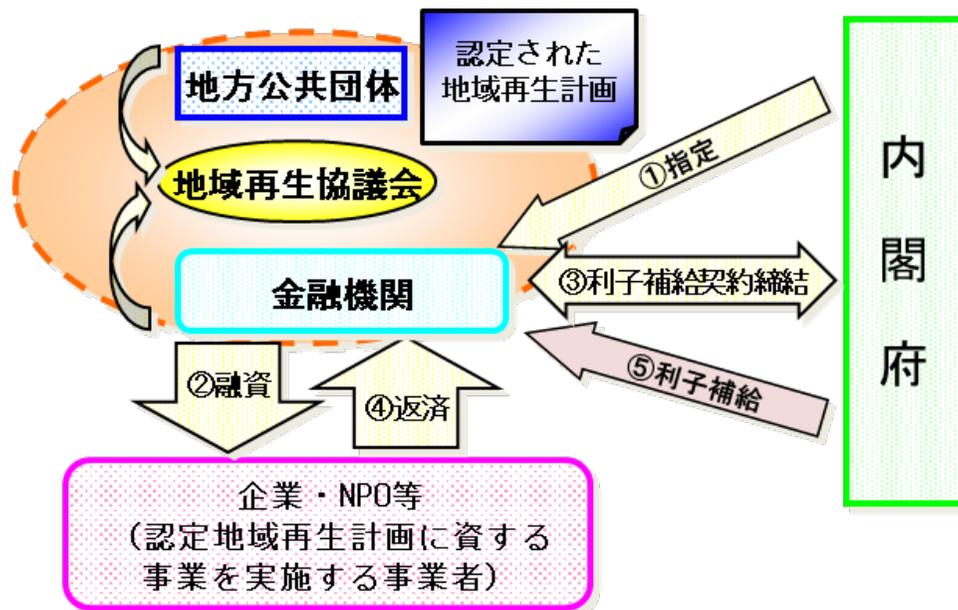
▶地域再生を総合的かつ効果的に推進するため、金融面での支援を行い、投資誘発、地域経済の活性化、雇用創出につなげることで、地方創生に寄与。

地域再生支援利子補給金

(2年度要求額:2.6億円)

○認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給（支給期間5年間）。

【事業の流れ】



【主な対象事業】

- 新商品開発のための工場等施設の整備
- 配送センター等物流施設の整備
- リサイクル、環境保全のための施設の整備
- 老人ホーム等福祉施設の整備

等

事業実績(平成21年～令和元年8月)

- ・支援件数:254件
- ・利子補給金総額:18.6億円

3-3-1. 地方におけるSociety5.0の実現

➤ 地方公共団体のSociety5.0実現に向けた多様な取組を総合的に支援することで、地方におけるSociety5.0の早期実現に寄与し、地方創生の深化につなげる。

未来技術を活用した事業イメージ

MaaS



ヘルスケア



ロボットトラクタ



ドローン配送



鳥獣害対策



地域データ活用



etc

支援体制

○内閣官房に支援窓口を創設し、関係省庁間の連携を強化。

内閣官房

制度活用を支援

地方

総務省

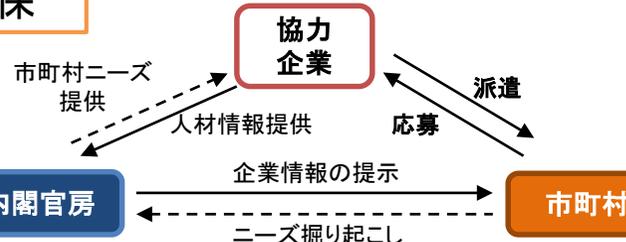
- ・5G基地局の整備支援
- ・光ファイバ等の整備促進 等

国交省

- ・自動運転の公道走行、ドローン配送の実証実験
- ・MaaSの実証実験 等

デジタル専門人材の育成・確保

○市町村に民間デジタル専門人材を派遣(再掲)。



地方創生推進交付金による支援

○Society5.0の実現に向けた全国的なモデルとなる事業について地方創生推進交付金の上限額の見直し等

未来技術実装のハンズオン支援等

○地方公共団体における自動運転、ドローン、AI・IoT等の未来技術の活用や地方公共団体の保有データを地域で活用する取組に対するハンズオン支援 等
(未来技術社会実装支援事業等(2年度要求額:1.0億円))

3-3-2. スーパーシティ構想の推進

➤ スーパーシティ構想の早期具体化を図ることで、地方におけるSociety5.0の先行実現を目指す。



② 先端的なサービスの構築支援

(各府省及び地方創生推進交付金による支援)
 ○ スーパーシティ選定都市におけるMaaS、遠隔教育など優れた先端的服务の開発・構築に対し、Society5.0の実現に向けた地方創生推進交付金の枠組みを活用し、積極的に支援。

➤ スーパーシティが求める基準(複数分野同時実装、安全基準のクリア、標準APIの活用など)を満たす事業であれば、スーパーシティ対象外エリアを含め、各府省の支援策とも連携し、その挑戦を支援。

【活用する連携施策の例】

- 未来技術社会実装事業(内閣府)
 - スマートシティモデル事業(国交省)
 - 新モビリティサービス推進事業(国交省) 等
- ※「スマートシティ官民連携プラットフォーム」等を活用

③ 都市への本格的な実装

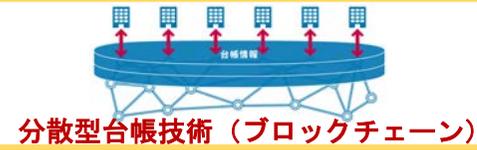
①及び②に加え、以下の施策等を活用し、事業を本格的に展開。

- 都市インフラ整備支援スキーム(社会資本整備総合交付金(国交省))
- 政投銀等によるストラクチャードファイナンス等

① データ連携基盤の整備(2年度要求額:7.0億円)

○ スーパーシティ選定都市(全国で数か所)におけるデータ連携基盤の構築に向け、特に、同基盤の核となる部分の調査・設計、システムの構築、円滑な運営支援等を実施。

支えるICTインフラ(例)



4. 令和2年度税制改正要望について

令和2年度税制改正要望（案）について

1. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長 [拡充・延長]

【税 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税、事業税

2. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長 [拡充・延長]

【税 目】 (国税)所得税、法人税 (地方税)法人住民税、事業税

3. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長 [延長]

【税 目】 (国税)所得税

4. 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の延長 [延長]

【税 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税、事業税、固定資産税

5. 国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長 [延長]

【税 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税、事業税

6. 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 [延長]

【税 目】 (国税)所得税

7. 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長 [延長]

【税 目】 (国税)所得税、法人税 (地方税)個人住民税、法人住民税

8. 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長 [延長]

【税 目】 (国税)法人税 (地方税)法人住民税、事業税

現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。

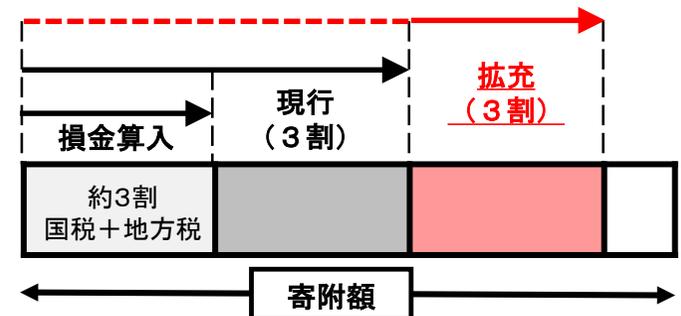
要望の必要性

- 企業版ふるさと納税は、活用実績が増えているものの（寄附額：^㊸7.5億円、^㊹23.6億円、^㊺34.5億円）、本税制を活用している地方公共団体数は414団体（23.7%）にとどまっているなど、活用促進の余地は大きい。
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2～6年度）の策定に向けた基本的考え方を示すとともに、企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討することとしている。
- 地方創生の更なる充実・強化に向け、第2期「総合戦略」の策定と合わせた適用期限の延長と税制優遇措置の拡充等を実施することが必要である。

要望内容

1. 税額控除の特例措置を5年間（令和6年度まで）延長すること。
※ 制度創設（平成28年度税制改正）時と同様に、次期総合戦略の期間（令和2年度～令和6年度）と合わせる。
2. 税額控除割合を3割から6割に引き上げること。
3. 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換すること。（認定手続の簡素化）
4. 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大すること。
5. 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。

例) 100万円寄附すると、法人関係税において
最大約90万円の税が軽減



(参考) 企業版ふるさと納税の実績等

これまでの実績

- 認定事業数：644事業
(平成28年度第1回認定～令和元年度第2回認定)
- 総事業費：1,333億円
- 寄附実績：
 - ⑳ 517件、7.5億円
 - ㉑ 1,254件、23.6億円
 - ㉒ 1,336件、34.5億円
- 本税制を活用している地方公共団体数：414団体(40道府県374市町村) (23.7%)

事例①(人材育成)

岡山県玉野市

(株)三井E&Sホールディングスからの寄附(6,500万円)を受け、市立高校に工業系学科を新設し、ものづくり人材を育成。



事例②(インバウンド推進)

ガイドの育成(岩手県遠野市)、海外プロモーション(奈良県)など

事例③(被災地支援)

臨時スクールバスの運行や復興イベント(広島県呉市)、自主防災組織の支援(岡山県)など

企業や地方公共団体からの意見

- 制度活用のハードルとなった点
(企業版ふるさと納税の活用促進に向けたアンケート(令和元年5月内閣府実施)、複数回答可)

<企業>

- ・ 実質負担(寄附額の約4割)に見合うPR効果などが得られないこと 31.0%
- ・ 税の軽減効果が小さいこと 18.1%
- ・ 税の軽減(税額控除)に期限(令和元年度まで)があること 17.7%
- ・ 寄附対象事業費の確定を待たないと寄附ができないこと 17.2%

<地方公共団体>

- ・ 企業に制度活用のメリットを感じてもらいにくいこと 49.0%
- ・ 地域再生計画の記載項目数が多いこと 41.2%
- ・ 地方創生関係交付金以外の地方財政措置のある補助金や交付金の地方負担分に寄附金を充当できないこと 31.4%
- ・ 税の軽減効果が小さいこと 26.9%
- ・ 税の軽減(税額控除)に期限(令和元年度まで)があること 25.9%

- 地方六団体からの要望(令和元年7月)

- ・ 全国知事会：制度の延長、税の軽減効果の拡大、並びに地方創生推進交付金以外の補助金との併用や既存の基金事業への対象拡大、地域再生計画の策定の手続きについての抜本的な簡素化等の更なる運用改善を実施すること
- ・ 全国市長会：要件の緩和や手続きの簡素化を図るとともに、税額控除の特例措置を延長・拡充すること

地方拠点強化税制の延長・拡充

1. 地方拠点強化税制の概要

○ 地方での雇用を創出するため、企業が**本社機能を地方へ移転する場合**や**地方拠点の強化を行う場合**に、以下の税制優遇措置を講じる。【適用期限：令和2年3月末】

2. 整備計画の認定状況

<認定状況(令和元年6月末時点)>

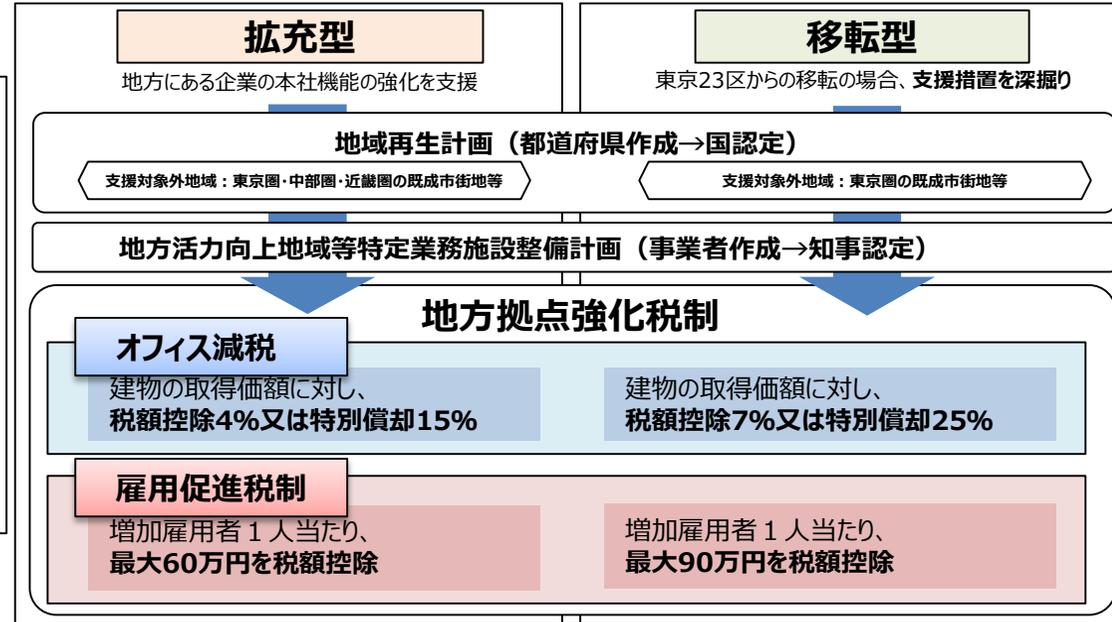
【事業件数】 **339件**

うち、本税制の適用実績(平成27～29年度)

【オフィス減税】 **55件**

【雇用促進税制】 **19件**

【雇用創出人数】 **14,148人**



3. 地方拠点強化税制に関する課題

○ 企業や地方自治体からは、以下のようなニーズ・意見が寄せられている。

- ✓ **雇用に関する適用要件を満たすことが難しい。【企業】**
- ✓ **法人全体の雇用数の増減が雇用促進税制の控除額に影響する点は、税制のメリットが損なわれる。【企業】**

※ 現行制度では、企業の地方拠点で雇用を5人増やしても東京で3人減った場合、税額控除適用は2人分(企業全体の雇用増加分)に限られる。

- ✓ **人手不足の状況下、企業は新規雇用の確保に苦慮しているため、雇用に関する適用要件を緩和してほしい。【自治体】**
- ✓ **地方における雇用の増加に着目した制度の更なる拡充を図ってほしい。【自治体】**

4. 令和2年度税制改正要望案

○ 地方拠点強化税制を**延長(2年間)**するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の**雇用促進税制の拡充等**を行う。→ 課題を踏まえた制度改正により、本税制のさらなる活用が期待される。

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長（所得税）

【要望内容】

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出

(事例)

産直市場の運営



株式会社豊かな丘（長野県豊丘村）

日用品の販売



株式会社長谷（兵庫県神河町）

高齢者の生活支援



株式会社あいポート仙田（新潟県十日町市）

ガリンスタンドの運営



株式会社大宮産業（高知県四万十市）

(小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社数：H28年度6社、H29年度9社、H30年度15社)



寄附金控除の対象
(出資額分(※)を総所得金額から控除)
※出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域：中山間地域等の生活集落圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（事例・課題等）

小さな拠点税制活用実績（H29年度1件、H30年度1件）

株式会社 豊かな丘（長野県豊丘村）

- ▶道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、生活サービス機能を集約・確保。「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成。
- ▶税制支援があることが住民参画を後押し。地域住民が主体となり、道の駅の運営会社である株式会社を設立（H29年12月）。
- ▶H30年3月に203名から8,980千円出資、H30年8月に44名から7,110千円出資と2段階の取り組みになっている。



【効果】

- ▶新たな雇用の創出（約50名の雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上。
- ▶村内唯一のスーパーがテナントとして営業するとともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上。

【課題】

- 小さな拠点の運営組織は、住民が参画した法人組織である方が長期的に安定。
- 一方で、中山間地域等において、住民の出資を募るためには、短期的ではない粘り強い取り組みが必要。
- また、小さく産んで大きく育てるなどの段階的な取り組みも支援する必要がある。



【対応策】

- 法人化を支援する税制があることが、国としての方針を明示し、住民の取り組みを後押しすることから、税制支援措置の2年間延長を要望。
 - 既存の法人組織のみならず、現状で法人化されていない任意組織（※853団体）に対しても、担当者説明会やブロック別研修会を実施し、制度の活用を積極的に働きかけていく。
- ※出典：H30年度小さな拠点の形成に関する実態調査（内閣府地方創生推進事務局）



【効果】

中山間地域等における雇用と所得を創出。生活サービス機能を維持。

国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除及び固定資産税の特例について、措置の延長を行う。

現行制度

①機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除制度

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

②研究開発税制の特例(法人税)

①の特別償却の適用を受ける特定中核事業の用に供する開発研究用資産について、特別償却(45%)に加え、その減価償却費の20%を税額控除できる措置。

③固定資産税の特例

特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

要望内容

適用期限を2年間延長する。(令和2年3月31日→令和4年3月31日)

要望の目的

大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、これまで83回の区域会議を開催し、242事業の区域計画を認定するなどその取組は着実に進展。今後、更なる国家戦略特区の目的に資する民間主導の新たな事業を強力に推進すべく、事業環境の整備を図る必要がある。

改正の効果

国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が喚起され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が促進される。 52

国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例(事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度)について、措置の延長を行う。

現行制度

①対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、②の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。(法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象)

②対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等*」

※ 一定のIoT等: インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

③主な法人指定要件

【指定期限】 令和2年3月31日

【設立時期】 国家戦略特区の指定日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務(補助的なものに限る。)以外の業務を行わないこと。特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

要望内容

法人の指定期限を、令和4年3月31日まで2年間延長する。

要望の目的

大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、確実に進展しており、更なる国家戦略特区の目的に資する民間主導の新たな事業を強力に推進すべく、事業環境の整備を図る必要がある。

改正の効果

国家戦略特区で推進する「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備等のプロジェクトに関する事業への民間投資が喚起され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成が促進される。 53

国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長

要望内容

現行の国家戦略特区制度において認められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、2年間の延長を行う。(H27年度創設)

制度概要

○出資に係る所得控除

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

- ・控除額：株式取得に要した金額(1千万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
- ・適用対象：適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人
- ・会社要件：(1)小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ 一定の雇用増加で、売上高営業利益率 2%以下 など
(2)農業・医療・バイオ分野の中小企業
設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ 売上高営業利益率 2%以下 など
- ・適用期限：現行)令和2年3月31日 → **(要望)令和4年3月31日まで延長**

要望の目的

本税制措置により、ベンチャー企業の創業を促進、成長する環境を整備することで、国家戦略特区において、民間の能力を十分発揮できる「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の実現を図り、経済の成長につなげる。

改正の効果

ベンチャー企業への投資が増加することで、ベンチャー企業の創業を促し、先進的・革新的な技術や製品開発が促進される。国家戦略特区において、経済活動のエンジンとなるベンチャー企業の起業・成長が促進されることで、雇用やイノベーションの創出に寄与する。

要望内容

国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る以下の課税の特例措置を3年間延長する。

課税の特例措置

- ・ 所得税 15% → 10% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は15%)
- ・ 個人住民税 5% → 4% (課税長期譲渡所得金額が2千万円を超える部分は5%)
- ・ 法人税 法人重課の適用除外
- ・ 譲渡期限 令和元年12月31日 → (要望) 令和4年12月31日まで延長

要望の目的

国家戦略特区で推進する産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための再開発は迅速に進める必要性が高く、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化を図り、国際的なビジネス拠点の迅速な整備を図る必要がある。

改正の効果

国家戦略特区において、再開発の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給が円滑化され、民間の投資による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の迅速な形成が促進される。

国際戦略総合特区(法人税)

○ 特別償却又は投資税額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

- 【対象設備】機械・装置(2千万円以上)、
 開発研究用器具・備品(1千万円以上)
 建物・附属設備・構築物(1億円以上)
- 【特別償却の割合】取得価額の34%(建物等17%)
- 【税額控除の割合】取得価額の10%(建物等5%)
 (当期法人税額の20%までが限度)
- 【設備等取得の期間】法人指定の日から
 令和2年3月31日まで
→令和4年3月31日まで延長

措置	対象資産	措置の内容 (H30.4.1～ R2.3.31)
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	34%
	建物及びその附属設備並びに構築物	17%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	10%
	建物及びその附属設備並びに構築物	5%

【対象分野】

- ①環境負荷低減、保全に関する研究開発等
 …環境配慮型自動車、再生可能エネルギー源、先進的技術を用いた電池等
- ②高度な医療技術、医療機器、医薬品に関する研究開発等
 …放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器等
- ③高度な産業技術に関する研究開発等
 …炭素繊維、航空機の機体、半導体集積回路等

5. 次期「地方版総合戦略」の策定について

IV. 国と地方の総合戦略の策定等について

「長期ビジョン」については、現在の人口等の見通しが第1期の当初時点における推計と大きく乖離していないことや、外国人については長期にわたる出入国の状況を見通すことが困難であることを踏まえ、時点修正など必要な検討を行う。「地方人口ビジョン」については、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で必要な見直しを検討することが求められる。

（中略）

地方においても、国の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められることから、各地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」を検証し、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要がある。その策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い年齢層の住民をはじめ、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることも重要である。また、策定に当たっては、経済圏域における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要がある。

国は、地方公共団体における次期「地方版総合戦略」の策定や「地方人口ビジョン」の改訂に資するよう、国における「長期ビジョン」や第2期「総合戦略」の検討状況に関する情報提供を行うなど、必要な支援を行うこととする。

- 平成31年3月現在で、全ての都道府県及び1,740市区町村が地方版総合戦略を策定済。
- 未策定の1団体（東京都中央区）においては、平成31年度中に策定予定。

<策定の経過>

平成26年12月27日 「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（平成26年12月27日付閣副第979号）

※「遅くとも平成27年度中には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していただきたい」と明記

平成28年3月31日時点（平成27年度中に策定）

（都道府県） 策定済：47／47団体 未策定：0／47団体
（市区町村） 策定済：1,737／1,741団体 未策定：4／1,741団体

（※未策定団体：茨城県常総市、宮城県女川町、東京都足立区、東京都中央区）

平成29年3月31日時点（平成28年度中に策定）

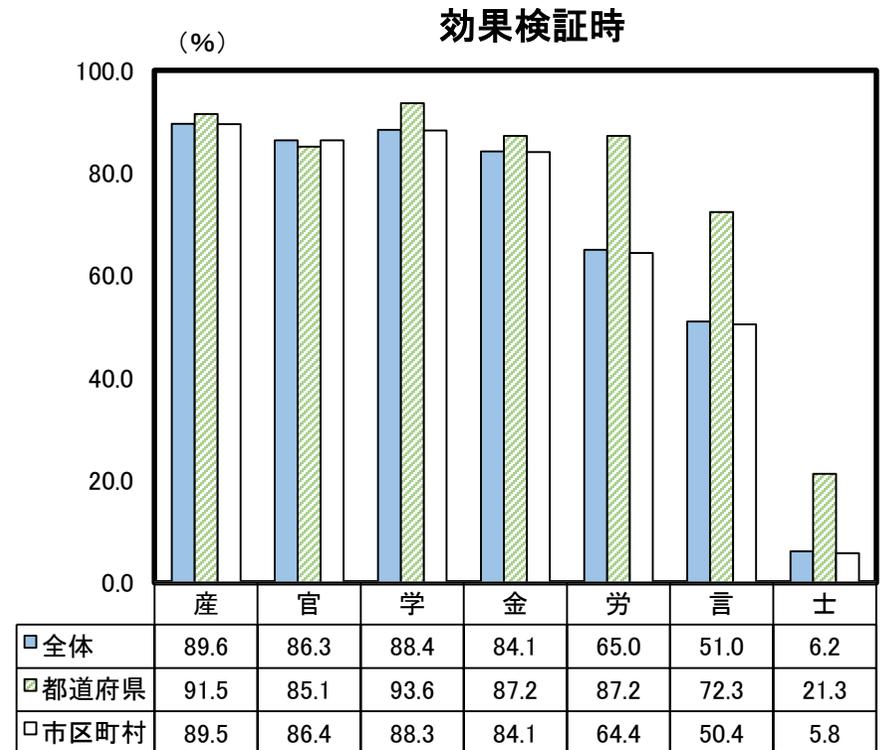
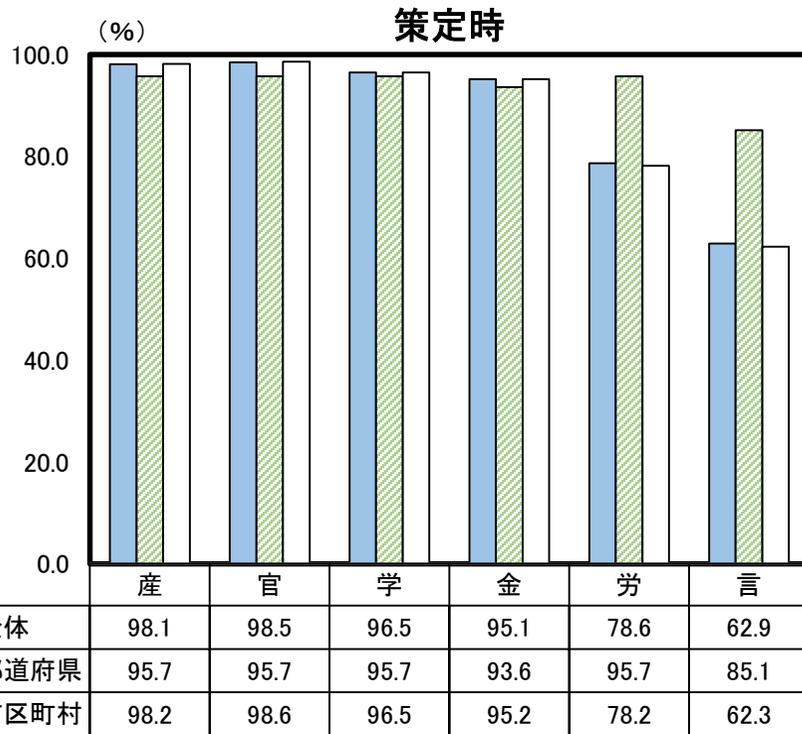
（都道府県） 策定済：47／47団体 未策定：0／47団体
（市区町村） 策定済：1,740／1,741団体 未策定：1／1,741団体

（※未策定団体：東京都中央区）

地方版総合戦略の策定・効果検証における外部有識者の参画状況

平成31年3月27日
第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」
に関する検証会（第3回）資料3（抜粋）

- 地方版総合戦略の策定に当たって、総合戦略推進組織等で外部有識者が参画している地方公共団体の状況を見ると、9割超の地方公共団体で産官学金が参画している。
- 地方版総合戦略の効果検証に当たって、検証機関等で外部有識者が参画している地方公共団体の状況を見ると、8割超の地方公共団体で産官学金が参画している。



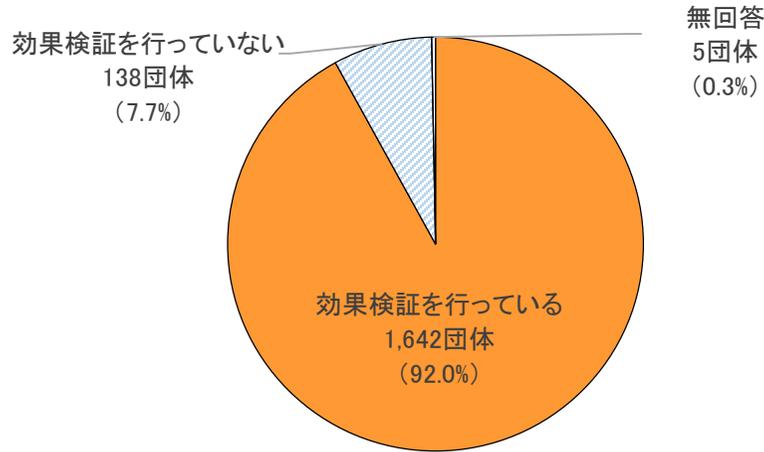
産：産業界（商工会議所、商工会連合会、経済同友会等）、官：行政機関（市長会、町村会、職業安定所等）、学：教育機関（大学、工業専門学校等）、金：地域金融機関、労：労働団体、言：メディア等、士：税理士、弁護士等。

（備考）集計について、外部有識者等が参画する地方版総合戦略のための総合戦略推進組織・検証機関を設置していないが、既存の組織体で外部有識者等から意見聴取する仕組みがすでに構築されている地方公共団体の回答も集計に含めている。

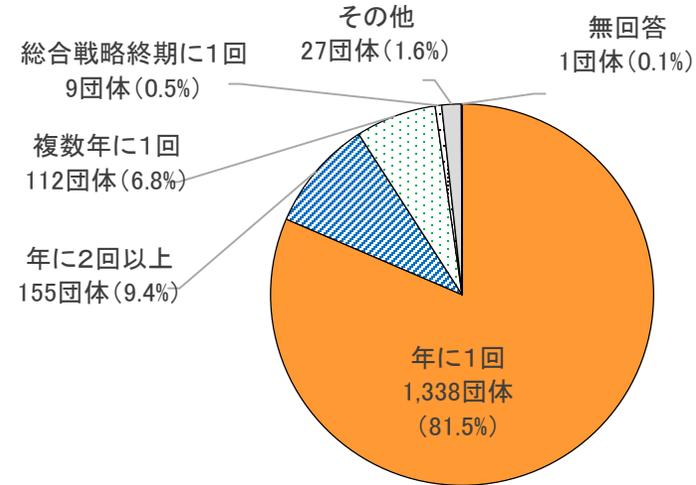
地方版総合戦略の効果検証の実施状況

- 地方版総合戦略の効果検証を実施している地方公共団体は、92.0%となっている（都道府県：100%、市区町村：91.8%）。
- 効果検証の実施頻度は、「年に1回」の団体が81.5%、「年に2回以上」の団体が9.4%となっている。

地方版総合戦略の効果検証の実施状況

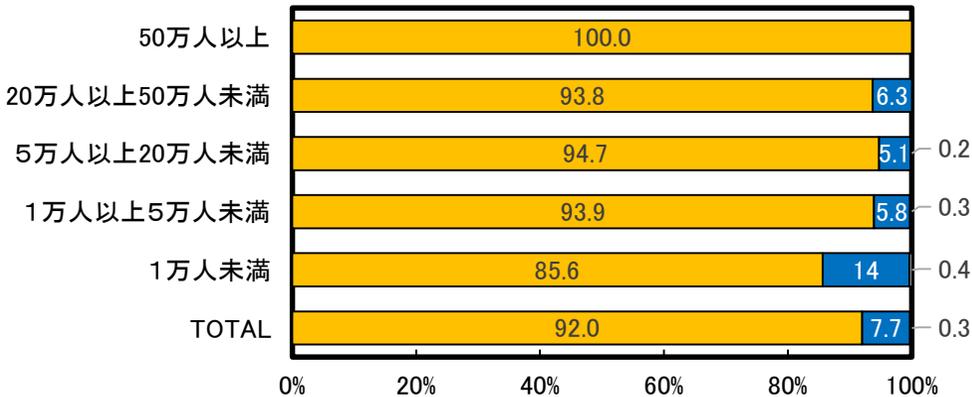


効果検証の実施頻度



地方版総合戦略の効果検証の実施状況 （市区町村のみ・人口規模別）

■効果検証を行っている ■効果検証を行っていない □無回答



効果検証を実施していない理由のうち主なもの

- ◆ 地方版総合戦略は中長期的な展望でKPIを設定しているため、年次の効果検証は未実施。
- ◆ 地方版総合戦略に基づく交付金事業の効果検証は随時行っているが、地方版総合戦略全体の効果検証は未実施。
- ◆ 事業最終年度である平成31年度に実施予定。

○ 各分野におけるKPIの目標設定の状況をみると、「経済産業」や「観光」、「子ども・子育て」、「移住・定住」で9割超の地方公共団体が目標設定している一方、「交通ネットワーク」では7割弱となっている。

KPIの進捗状況に関する調査方法

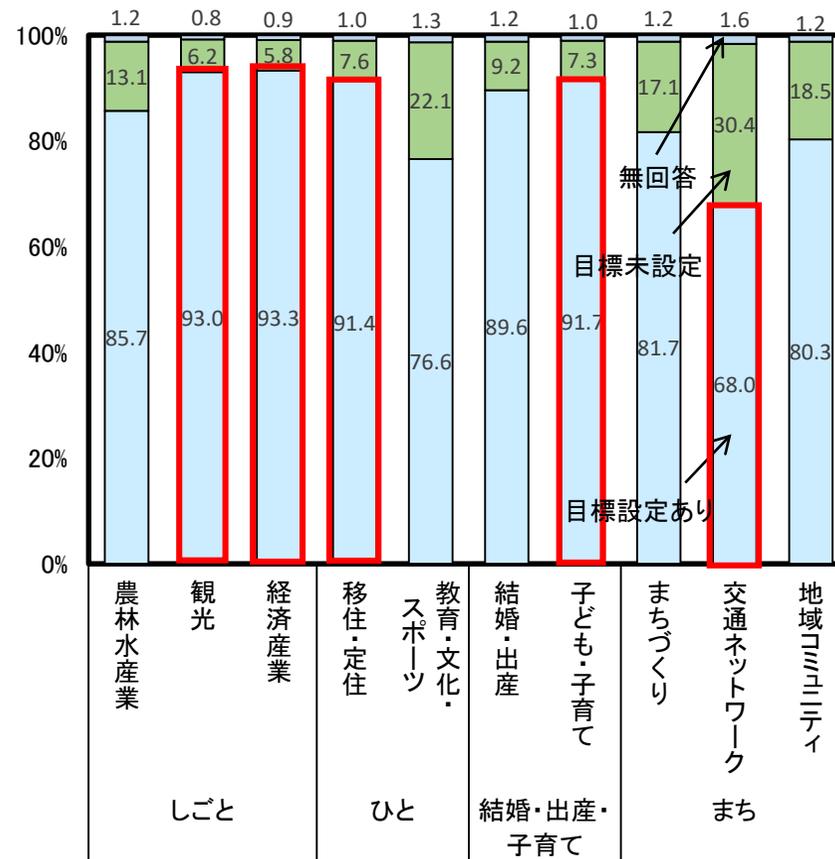
◆ 地方版総合戦略は、各地方公共団体において独自の構成で策定されているものであるが、本調査では、便宜上、国の総合戦略における4つの基本目標を10分野に区分して調査。

基本目標	分野	代表的なKPI（例示）
しごと	農林水産業	農林水産業従事者、農林水産物販売額、輸出品目数 等
	観光	観光入込客数、観光消費額、外国人観光入込客数 等
	経済産業	企業誘致数、起業・創業数 等
ひと	移住・定住	移住者数、UIJターン者数、移住相談件数、移住体験件数 等
	教育・文化・スポーツ	自県内大学進学者数、自県内大学進学率 等
結婚・出産・子育て	結婚・出産	出産者数、合計特殊出生率、平均初婚年齢、既婚率 等
	子ども・子育て	待機児童数、子育て支援センター設置数 等
まち	まちづくり	空き店舗解消数、空き店舗活用数、空き家解消数 等
	交通ネットワーク	コミュニティバス、デマンドタクシー等利用者数、交通量 等
	地域コミュニティ	小さな拠点形成数、地域運営組織形成数、健康寿命 等

◆ 各地方公共団体における各KPIの進捗状況等について、各地方公共団体がそれぞれで適切と考えられる評価手法により、自己評価で回答。評価は以下の5段階で回答。

S：目標以上を達成、A：概ね目標を達成、B：目標達成に向け順調推移、
C：やや目標達成困難、D：目標達成困難、－：目標未設定

各分野の目標設定の状況

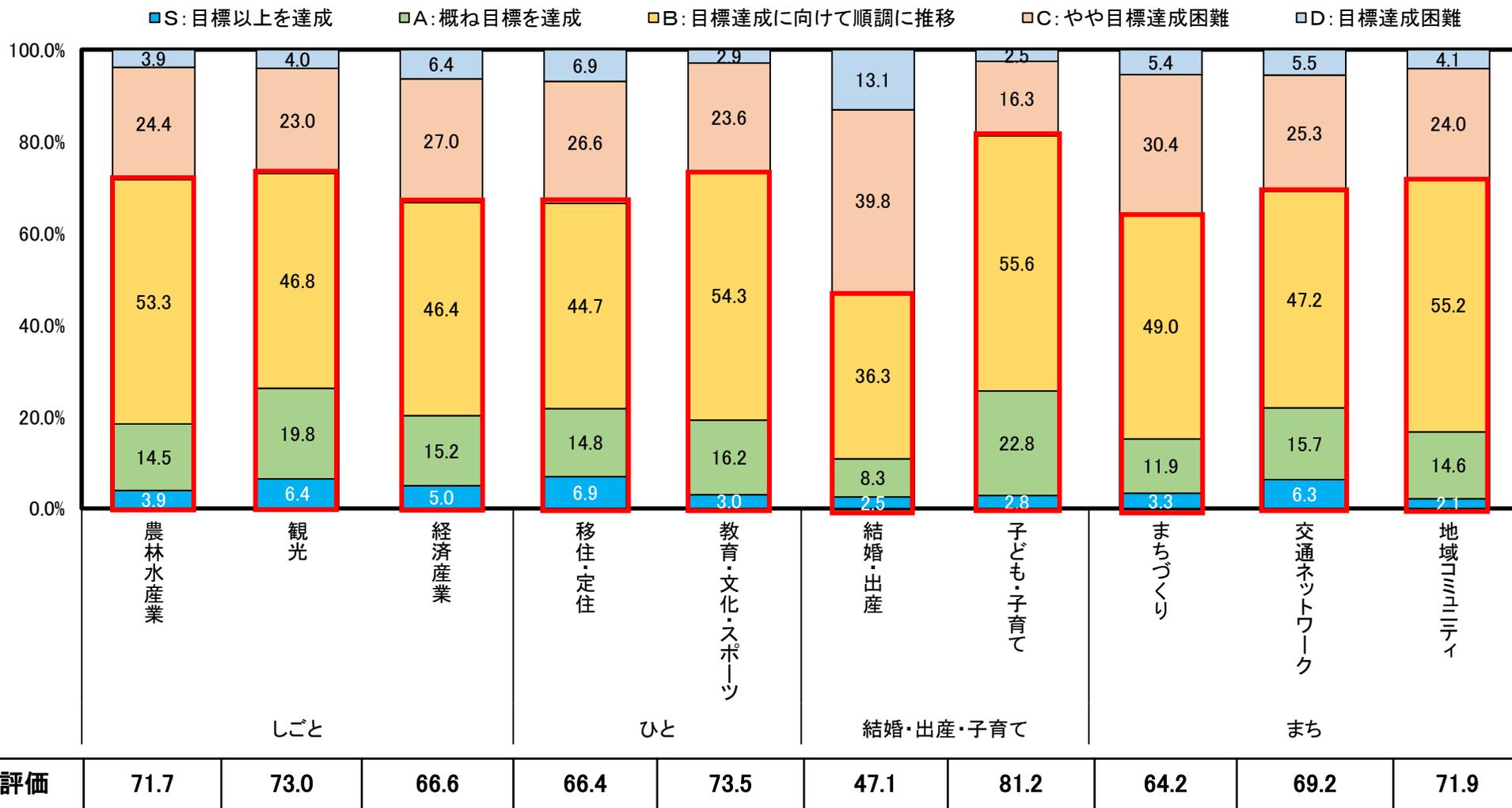


各地方公共団体は、地域の実情に応じて、独自の体系でKPIを設定しており、これらを独自の基準により自己評価していることに留意が必要。

KPIの進捗状況②

○ 各地方公共団体のKPIの進捗状況（自己評価）をみると、「子ども・子育て」では順調に推移（S～B評価）していると自己評価している割合が81.2%と高くなっている一方、「結婚・出産」では47.1%と低くなっている。

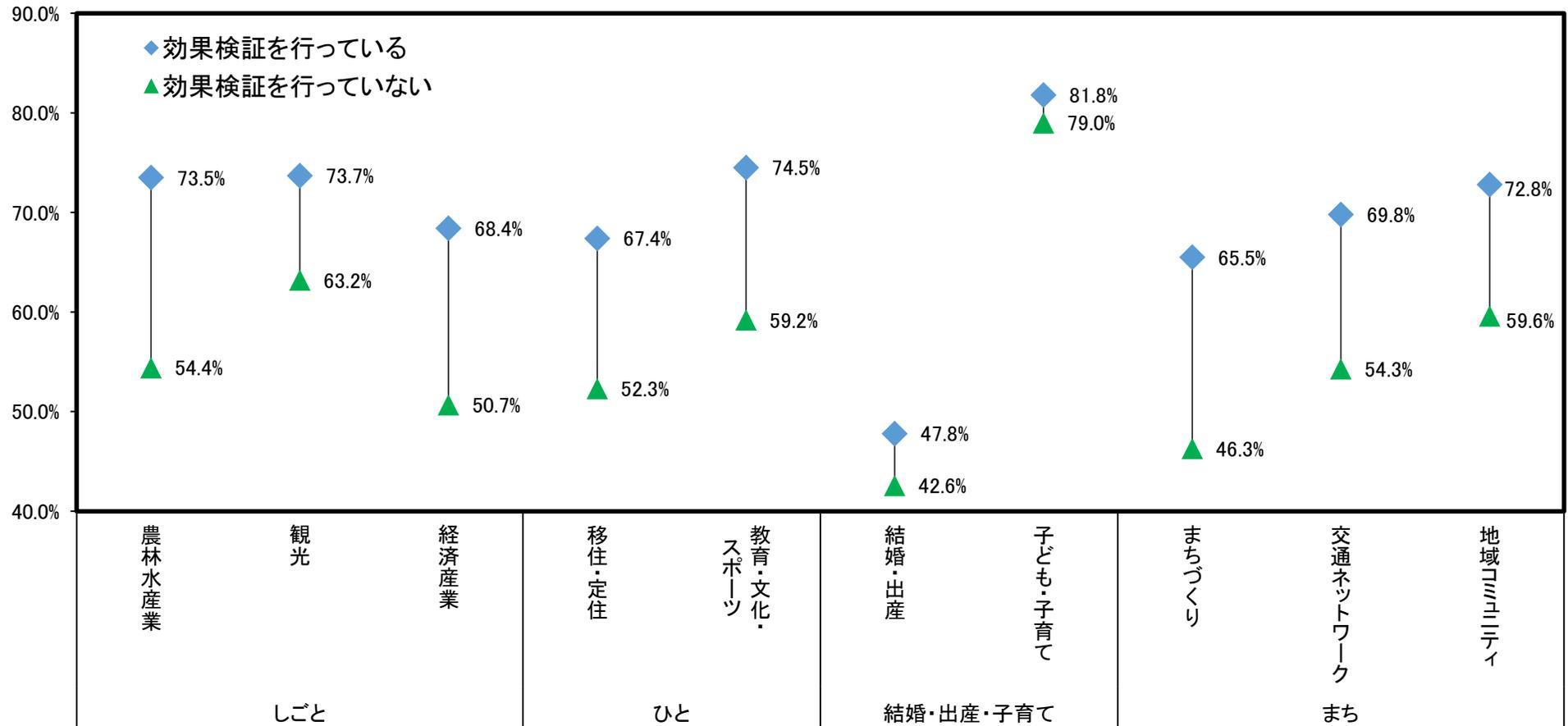
目標設定している地方公共団体のKPIの進捗状況



KPIの進捗状況③

○ 効果検証を実施している地方公共団体では、全ての分野において、効果検証を実施していない地方公共団体に比べて、順調に推移（S～B評価）していると自己評価している割合が高い。

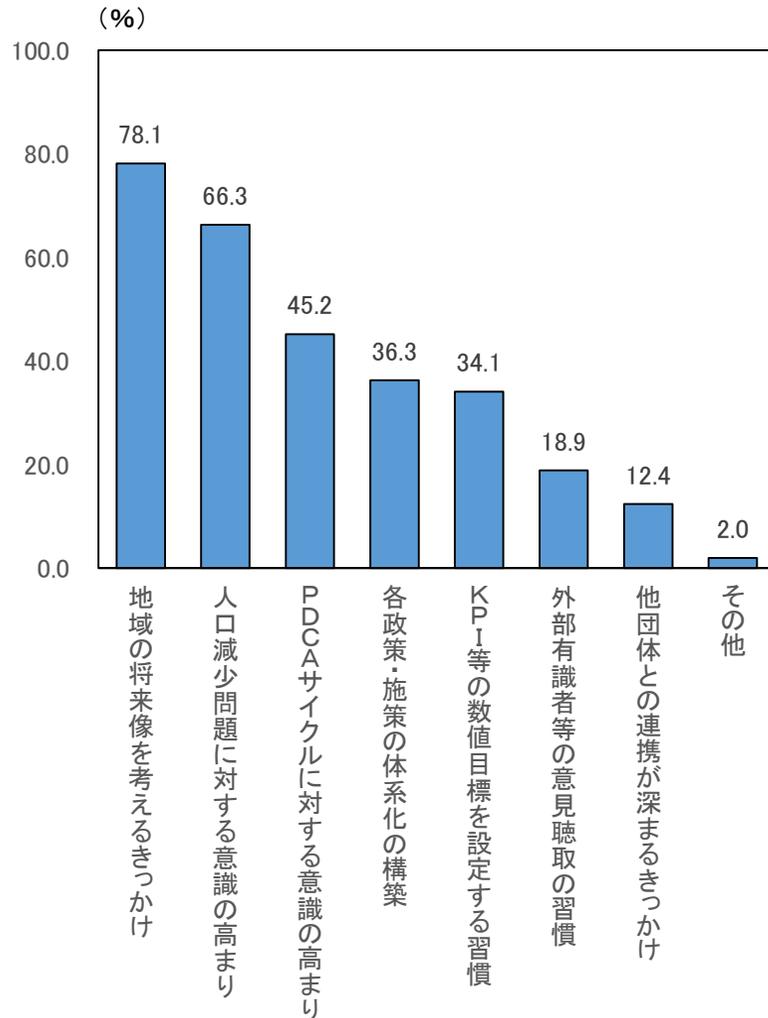
効果検証実施の有無で見たKPIの進捗状況のうち「順調に推移している」(S～B合算値)割合



「KPIの進捗状況」については、「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査結果」(平成31年3月27日)において、地域別や人口規模別等の集計・分析を行っている。

○ 地方版総合戦略の策定によって効果があった内容を見ると、「地域の将来像について考えるきっかけになった」が78.1%と最も高く、次いで「人口減少問題に対する庁内外の意識が高まった」が66.3%となっている。

地方版総合戦略の策定がもたらした効果（複数回答可）

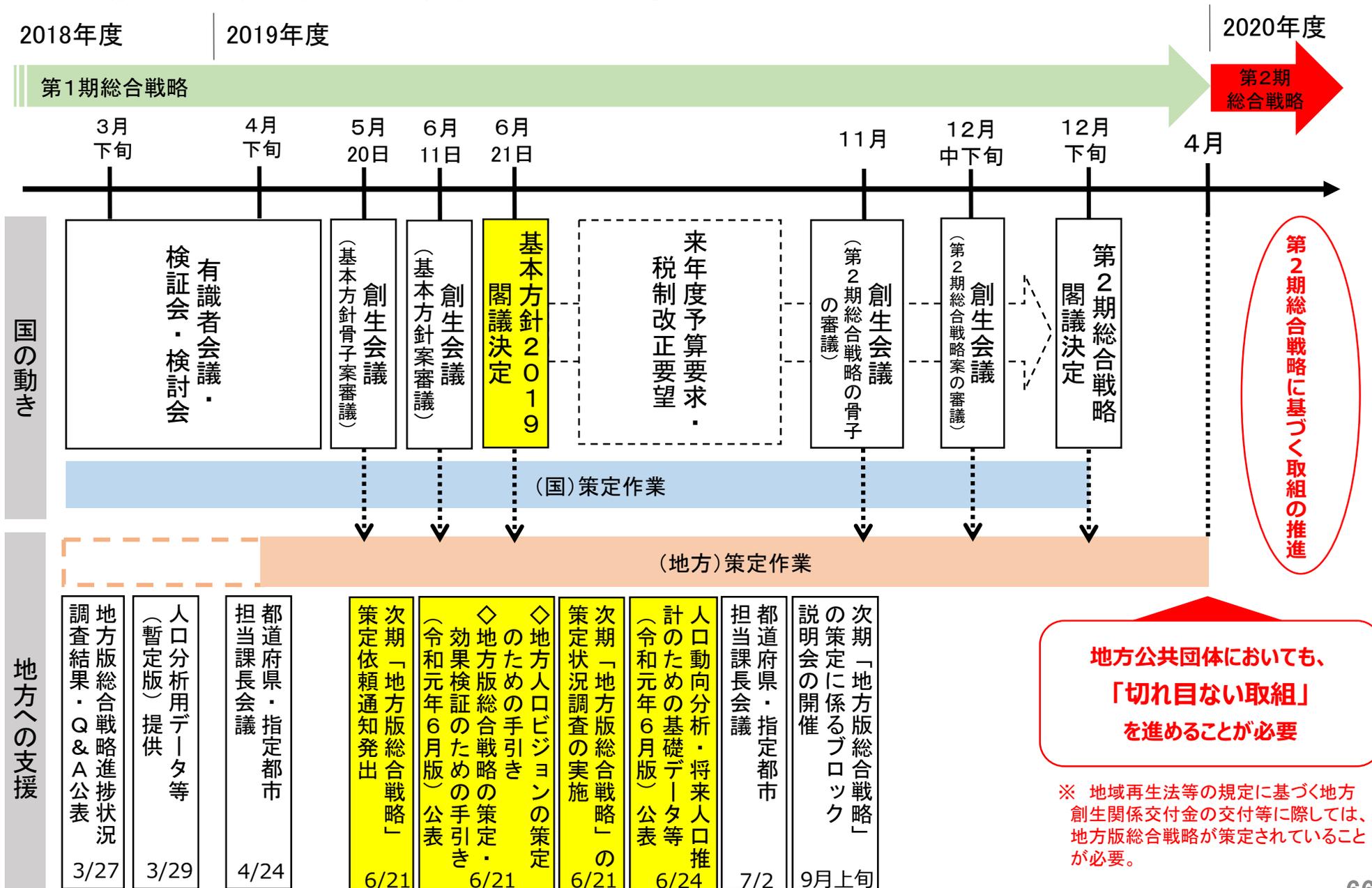


地方版総合戦略の策定がもたらした効果（自由回答）

- ◆人口減少問題に対する認識が、地方公共団体の職員、地域住民ともに高まった。
- ◆KPIを設定し、PDCAサイクルによって進捗管理することで、より一層、事業の定量的な評価・検証を意識するようになった。
- ◆総合戦略の検討組織、検証組織に産官学金労言のメンバーが参加することで連携が深まった。
- ◆複数の地方公共団体による連携事業の推進が図られた。
- ◆観光入込客数の増加につながった。
- ◆重点的な施策として農林水産業の振興に取り組んだ結果、一戸当たり農業生産額や農林水産業就業人口が増加した。

第2期「総合戦略」の策定スケジュール（案）

※ 国の動き（創生会議、総合戦略（閣議決定））は、昨年度実績と同様となることを想定して作成。



「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年6月版）」のポイント

○「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体に対して、次期「地方版総合戦略」の策定を進めるよう依頼する通知（まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官及び地方創生推進室長連名）を発出し、併せて、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年6月版）」を作成し、周知する。

＜手引きの構成＞

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 都道府県と市町村の役割分担 | 5. 戦略の対象となる政策 |
| 2. 策定プロセス | 6. 総合計画等との関係 |
| 3. 地方版総合戦略の構成 | 7. PDCAサイクルの確立・運用 |
| 4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定 | 8. 地方議会との関係 |

ポイント

（平成27年1月版の手引きから見直した主な内容）

1. 基本方針2019を踏まえた見直し

（1）「策定プロセス等の重要性」を追加

◇ 各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要であること、広域的な連携を考慮する必要があることを記述。

（2）「第2期における新たな視点」を追加

◇ 第2期における新たな視点を踏まえて施策の検討を行うことが重要であることを記述。

◆「地方へのひと・資金の流れを強化する」

◆「新しい時代の流れを力にする」

◆「人材を育て活かす」

◆「民間と協働する」

◆「誰もが活躍できる地域社会をつくる」

◆「地域経営の視点で取り組む」

2. 効果検証の重要性に係る記述の具体化

◇ 継続したPDCAサイクルの確立と運用を図る必要があることを記述。

◇ 国の効果検証の手法や結果を参考にしつつ、十分な分析を行い、必要な改善等を図っていくことが重要であることを記述。

3. その他これまでの実績等を踏まえた見直し

（1）現行戦略策定時の特徴的事例の追加

◇ 若者や域外の関係者が参画した事例や、広域連携による策定プロセスを経た事例等を記述。

（2）大学等との連携や産業界との連携に係る記述の具体化

◇ 産官学金労言士等の参画に関し、大学等の教育・研究機関の重要性や、産業界の中央団体からの提案等について記述。

「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年6月版）」のポイント

○「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体に対して、次期「地方版総合戦略」の策定を進めるよう依頼する通知(まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官及び地方創生推進室長連名)を発出し、併せて、「地方人口ビジョンの策定のための手引き(令和元年6月版)」を作成し、周知する。

＜手引きの構成＞ ※基本的には前回提供した手引き等の内容を踏襲し、大幅な変更は行っていない。

はじめに

- I. 地方人口ビジョンの全体構成
- II. 人口分析、人口推計の基礎
- III. 人口動向分析・将来人口推計に関する基礎データ、分析項目、分析例
- IV. 人口の将来展望

※ 平成31年3月に提供した「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート」について、今回の手引きと併せて令和元年6月版を提供。

ポイント

(平成27年1月版の手引きから変更した主な内容)

1. 提供情報の統合

- ◇ 第1期地方人口ビジョン策定の際に提示した、「『地方人口ビジョン』及び『地方版総合戦略』の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について」(平成26年10月20日)及び「地方人口ビジョンの策定のための手引き」(平成27年1月)を、時点更新等をしつつ、1つの資料としてまとめ直した。

2. 基本方針2019及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議を踏まえた検討

- ◇ 中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で、時点修正など必要な見直しを行うことが必要。
- ◇ 「将来展望結果のまとめの視点」として、以下の点を追記。
 - ・ 各地方公共団体の地方人口ビジョンにおいて、人口の社会増のみを追求した場合には、国全体の人口の増加につながらないことにも留意する必要がある。
 - ・ 外国人人口が全体の多くを占める地方公共団体や、今後その増加が見込まれる地方公共団体においては、外国人人口の影響についても留意することが望まれる。

現行の地方版総合戦略策定時における特徴的なプロセスの事例①

- 現行の地方版総合戦略の策定に当たっては、各地方公共団体において、幅広い年齢層から構成される住民をはじめ、産官学労言士等の多様な主体の参画を経て検討が行われた。その中には、若者や域外の関係者が参画するなど、特徴的なプロセスを経た事例も見られる。
- また、複数市町村間、都道府県や市町村との連携等、広域連携による策定プロセスを経た事例も見られる。

①多様な主体の参画・住民参加型会議に関する事例

北海道下川町《下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ～自立し発展し続ける地域づくり～》

- 良い成果を得るためには良いプロセスが重要との考えから、可能な限り意見交換の場を設置。JA、森林組合、商工会など各種産業団体から構成される「産業連携会議PT」、「下川町社会福祉審議会」、これからの町の中核を担う世代である**40歳までの町民で構成する「未来を語る会」、報道機関記者との意見交換会**を実施するなど、多様な主体との意見交換を実施。
- 町民と行政で問題意識が共有され、これまで行政が進めていた事業をさらに自信をもって進めることができたほか、行政が認識していなかった課題の発見につながるなどの成果があった。

長野県飯綱町《飯綱町まち・ひと・しごと創生総合戦略》

- 戦略の策定母体として、高校生や大学生を含めた若者、子育て中の女性、産業界、学術機関、金融機関、労働団体、言論界等から構成される「飯綱町総合戦略推進会議」を設置し、**一般公開**により開催。
- 会議の構成メンバーである**高校生の「しごとづくり」に関する発案**から、平成28年度以降、中学生・高校生が参加可能な枠組みを整備した「若者・女性による自由提案型コンテスト実施事業」を毎年開催。

静岡県袋井市《輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略》

- 袋井市では、特定の課題を集中的かつ専門的に審議する「輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生会議」を設置。創生会議では、各会の代表者で構成する「ふくろい部会」と、**首都圏で活躍する市出身者やゆかりのある者で構成する「首都圏部会」**の2部会で構成。
- 2部会により、市内外から様々な視点を取り入れることができたほか、「首都圏部会」を設置したことによって、**首都圏在住者に市への関心を深めてもらうきっかけ**となり、戦略の実行にも参画してもらうなど、継続した関係が続いている。

鳥取県南部町《なんぶ創生総合戦略》

- 産官学労言の各分野で活躍している町内外の有識者と公募町民の**総勢100人で構成する「なんぶ創生100人委員会」**を立ち上げ、農林商工、観光、移住定住、子育て支援、まちづくりの5つの分科会を設置し、100人委員会会長から町長へ最終報告。
- 100人委員会の提案をもとに総合戦略を策定したほか、委員会で築いたネットワークを通じて戦略に定められた各プロジェクトを推進。また、この**委員会を母体としたまちづくり会社「NPO法人なんぶ里山デザイン機構」**を設立し、官民連携による事業を展開している。**69**

現行の地方版総合戦略策定時における特徴的なプロセスの事例②

①多様な主体の参画・住民参加型会議に関する事例

徳島県神山町《神山町創生戦略、人口ビジョン まちを将来世代につなぐプロジェクト》

- 戦略策定の体制として、町長を含む数名のコアチームと、若手（49歳以下）の町役場・住民等の約30名で構成されるワーキンググループの2つを組織。これまで日常的に接点や交流の少なかった、「町職員／住民等」や「神山町で生まれ育った人／余所の土地で生まれ育った人」が混ざり合っ**て進める協働作業プロセス**を設計。
- 戦略の推進に当たっては、新たに設立した地域公社（一般社団法人「神山つなぐ公社」）と、役場の官民協働による、継続性の高い、効果的なプロジェクトを推進する体制を構築。

九州地方知事会

- 九州・山口地域の官民で構成する「九州地域戦略会議」では、**各県知事や経済界代表をリーダーとする4つのプロジェクトチームを立ち上げ**、それぞれ成果目標を掲げて議論・検討を重ねるとともに、九州・山口地域における地方創生の15施策をとりまとめた「九州創生アクションプラン（JEWELSプラン）」を策定。
- 当該プランは、九州・山口地域の持つ強みを活かしつつ広域的に取り組むことで、より高い効果が期待できる22のプロジェクトで構成されている。各県の地方版総合戦略と連携するとともに、各事業毎にKPIを設定して、若者就職促進や広域婚活支援、周遊観光など九州・山口地域が一体となった取組を実践することで大きな成果を上げている。

②広域連携に関する事例

中海・宍道湖・大山圏域市長会

- 中海・宍道湖・大山圏域市長会は、中海・宍道湖沿岸の5市で構成し、その首長と、鳥取県西部町村会長をオブザーバーとして、圏域の連携強化と一体的な発展を目指すために、平成24年4月に結成。過去から地理的・歴史的なつながりがあり、生活や産業面でもつながりの深い圏域として、以前から広域的な取組を推進する体制を構築。
- 人口の維持や圏域でのさらなる好循環づくりとして、**県境を越えた5市（鳥取県米子市・境港市、島根県松江市・安来市・出雲市）で圏域版総合戦略を策定**し、圏域人口60万人維持を掲げ、日本海側を代表する拠点として、北東アジアに向けたゲートウェイ機能のさらなる活用、山陰地方の人口流出のダム効果等、県境を越えた広域連携を強化。

九州地方知事会（再掲）

（略）

現行の地方版総合戦略策定時における特徴的なプロセスの事例③

② 広域連携に関する事例

大分県《まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略》

- 知事と県内の全市町村長で組織する「大分県まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、策定時には5回会議を開催して意見交換を実施。以降、年2回程度会議を開催し、各市町村の取組や人口・出生率等の最新データをもとにした意見交換を実施。加えて、担当課長レベルの幹事会も随時開催。
- 首長本人が出席することで、各市町村が抱えている課題の共有や対応策の意見交換、県と市町村が一体となった取組など、深い議論ができています。

奄美大島

- 生活圏域、経済圏域を一とする奄美大島内5市町村（奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町）が広域的に連携し、島内が一体となって地方創生に取り組むため「奄美大島人口ビジョン」及び「奄美大島総合戦略」を共同で策定。奄美大島を含む奄美群島12市町村では、平成24年度に「奄美群島成長戦略ビジョン」を策定するなど、群島一体の広域連携による施策実施の体制を従前より構築。
- 5市町村連携によるスケールメリットを生かした地域力の発揮により、奄美大島の伝統文化や豊かな自然環境等の地域資源を共有資産として活用し、「世界自然遺産登録を見据えた観光／交流プロジェクト」、「移住・定住促進プロジェクト」などを推進。

③ 国の支援策を活用した事例

山口県長門市《長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略》

- 地方創生人材支援制度の派遣者を中心に、RESAS等を活用しながら、人口推計や地域経済分析で市の現状を把握。戦略の策定に当たって、形式的な審議会での議論だけに終始しないよう、地域の現状について、積極的に説明に回り、実施主体における理解を深める活動を継続的に実施したほか、個別のヒアリングを重視。
- 派遣者等の発案により、企業や市民団体自らが考えて動いてもらう仕掛けづくりとして、個別の企業やNPO法人等のまちづくりの取組等を戦略にコラムとして紹介することで、取組の推進に当たっての連携が深まった。

鹿児島県長島町《長島版総合戦略》

- 地方人材支援制度の派遣者を中心に、着任当初から町内をめぐり、町民をはじめとする食や教育等の多数の関係者から意見聴取。それぞれの意見や課題を把握した上で、具体的な施策を検討。
- 策定に当たっては、全国から、大学教授、企業経営者、芸術家、料理家等の多種多様な方々を戦略策定の委員として招聘して議論を重ねている。